

村上市子ども・子育て支援事業計画

村上市次世代育成支援行動計画

平成 27 年 3 月

村上市

策定にあたって

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、少子化の進行は、子どもたちの健全育成や地域活力の低下等の社会的影響だけではなく、将来における年金や医療・介護等の社会保障制度の維持にも深刻な影響が懸念されることから、本市においては、平成16年度に「村上市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、続いて平成21年度に「村上市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、少子化の流れを変えるための総合的な対策を講じてまいりました。

しかしながら、少子化の流れに歯止めが掛からず、高齢化率の上昇と相まって地域社会の活力に低下をもたらし、私たちの生活基盤に多大な影響を及ぼしています。

そのような中、国では、児童福祉法やその他の子どもに関する法律による施策と相乗し、子ども・子育て支援給付と、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、『子ども・子育て支援法』等を制定し、市町村に、法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施を義務付けました。

これを受け村上市においては、法の趣旨を踏まえ、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するとともに、家庭、地域、学校等が協働し、それぞれの役割を果たして、子どもと大人がともに育つ「郷育のまち」の実現を目指し、平成27年度を始期とした『村上市子ども・子育て支援事業計画及び村上市次世代育成支援行動計画』を策定いたしました。

今後、子どもの最善の利益を念頭に、教育・保育の質を担保しながら、計画の推進に努めてまいりたいと存じます。

最後に、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力をいただきました市民のみなさま並びに、2年間の長きに渡りご審議を賜りました村上市子ども・子育て会議委員のみなさまに対しまして、心から感謝を申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

平成27年3月

村上市長 大 滝 平 正

< 目 次 >

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3

第2章 村上市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等.....	5
2 教育・保育施設の状況.....	9
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	11
4 ニーズ調査の結果概要.....	17
5 村上市の子ども・子育て支援の課題.....	27

第3章 基本的な考え方

1 目的.....	31
2 基本理念（次世代育成支援行動計画と共通）.....	31
3 基本的な視点（次世代育成支援行動計画と共通）.....	32
4 基本目標（次世代育成支援行動計画と共通）.....	33
5 施策体系（次世代育成支援行動計画と共通）.....	35

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方.....	36
2 教育・保育提供区域の設定.....	37

第5章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み.....	39
2 提供体制の確保と実施時期.....	40
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）.....	47
4 教育・保育施設の質の向上.....	49
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	49

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	50
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	58

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	
1 児童虐待防止対策の充実.....	59
2 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	60
3 障がい児施策の充実.....	60
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進.....	61

第8章 次世代育成支援行動計画	
1 目的.....	62
2 基本理念（子ども・子育て支援事業計画と共通）.....	62
3 対象.....	62
4 重点的視点（子ども・子育て支援事業計画の基本的な視点と共通）.....	63
5 基本目標（子ども・子育て支援事業計画の基本目標と共通）.....	63
6 目標実現に向けた施策内容.....	64
7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設.....	94

第9章 計画の推進体制	
1 関係機関等との連携.....	95
2 役割.....	96
3 計画の達成状況の点検・評価.....	97

資料編

- 資料1 計画策定の経緯
- 資料2 計画策定組織について
- 資料3 用語解説

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

村上市においては、平成 26 年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、依然として子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実」とともに、「家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たす」ことが求められる状況にあります。そこで、前述の取組を通じて、「家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す」ことを目的として「村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、村上市の子どもと子育て家庭を対象として、村上市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組の、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外	
子ども・子育て支援法								

■上位計画

村上市総合計画

整合



村上市
子ども・子育て支援事業計画

整合



■根拠法令

子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

■関連計画

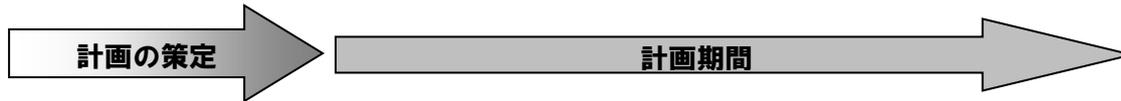
次世代育成支援行動計画 後期行動計画
地域福祉計画
教育基本計画
障がい福祉計画
保育園等施設整備計画 など

3 計画期間

法の施行の日から5年を1期として作成します。

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。

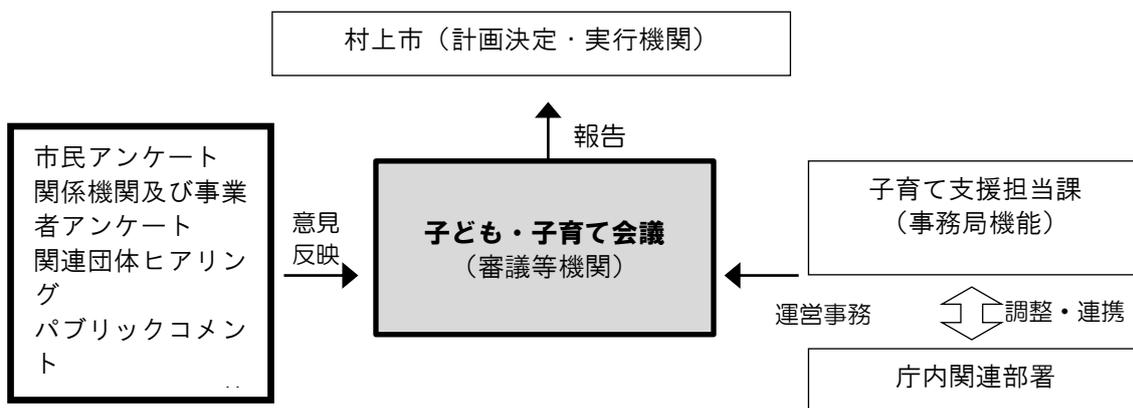
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



4 計画の策定体制

(1) 子ども子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「村上市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



(2) 子ども子育てに関するニーズ調査の実施

○ 次の2点を把握するため、下記の通りアンケートを実施しました。(以下「就学前児童調査」「小学生児童調査」という。)

ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,950 票	1,360 票	69.7%
	小学生	2,330 票	1,890 票	81.1%
対象者の抽出方法	平成 25 年 10 月 1 日現在での住民基本台帳 0～5 歳及び小学校児童名簿に基づく全数（世帯内での重複はないものとする）			
調査期間	平成 25 年 10 月 25 日～平成 25 年 11 月 8 日			
調査方法	就学前児童調査：教育・保育施設を通じて実施、一部郵送 小学生児童調査：学校を通じて実施、一部郵送			

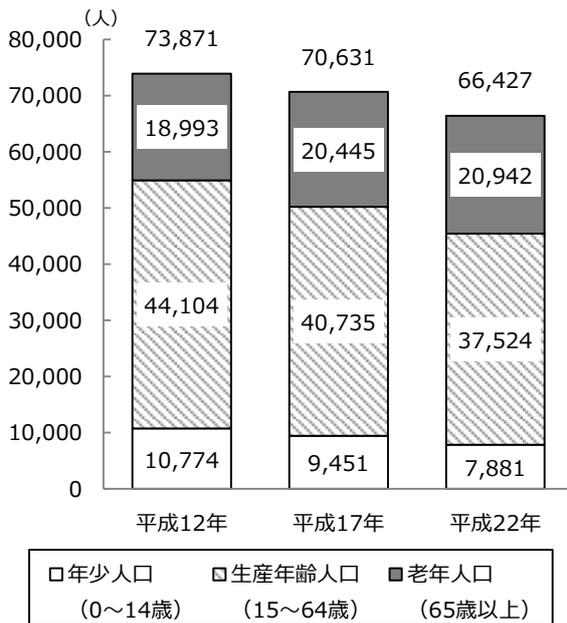
第2章 村上市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

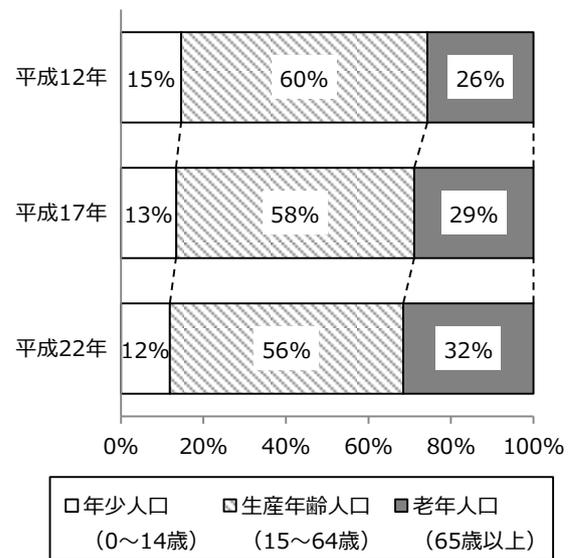
(1) 人口の推移

- 平成12年以降、総人口は、減少傾向にあります。
- 少子高齢化の進展により、年少人口は、平成12年から平成22年までの10年間で約2,900人減少し、全体に占める割合も12%に減少しています。

■年齢区分別人口の推移(国勢調査)



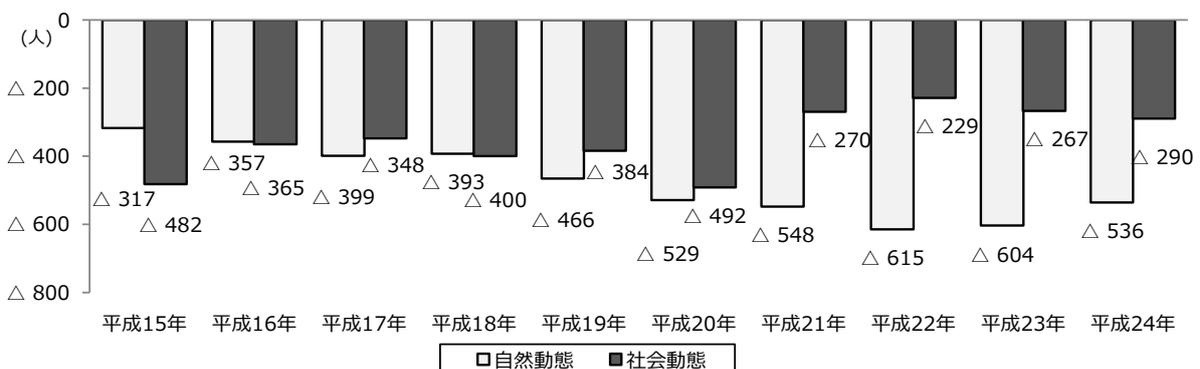
■人口構造の推移(国勢調査)



(2) 自然動態・社会動態

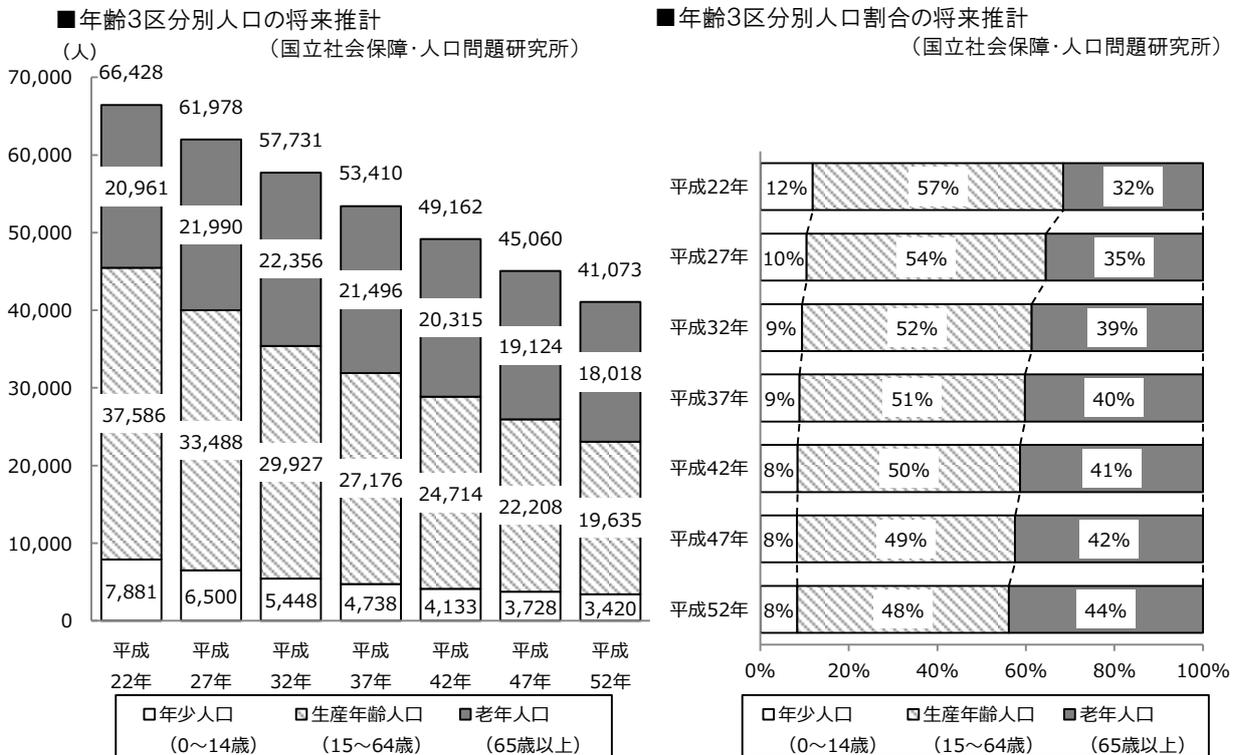
- 社会動態（転入・転出）は、平成15年以降、マイナスで推移しており、人口減少の主要因となっています。
- 自然動態（出生・死亡）についても、平成15年以降、マイナスで推移しており、人口減少を加速させています。

■自然動態・社会動態の推移(新潟県人口移動調査)



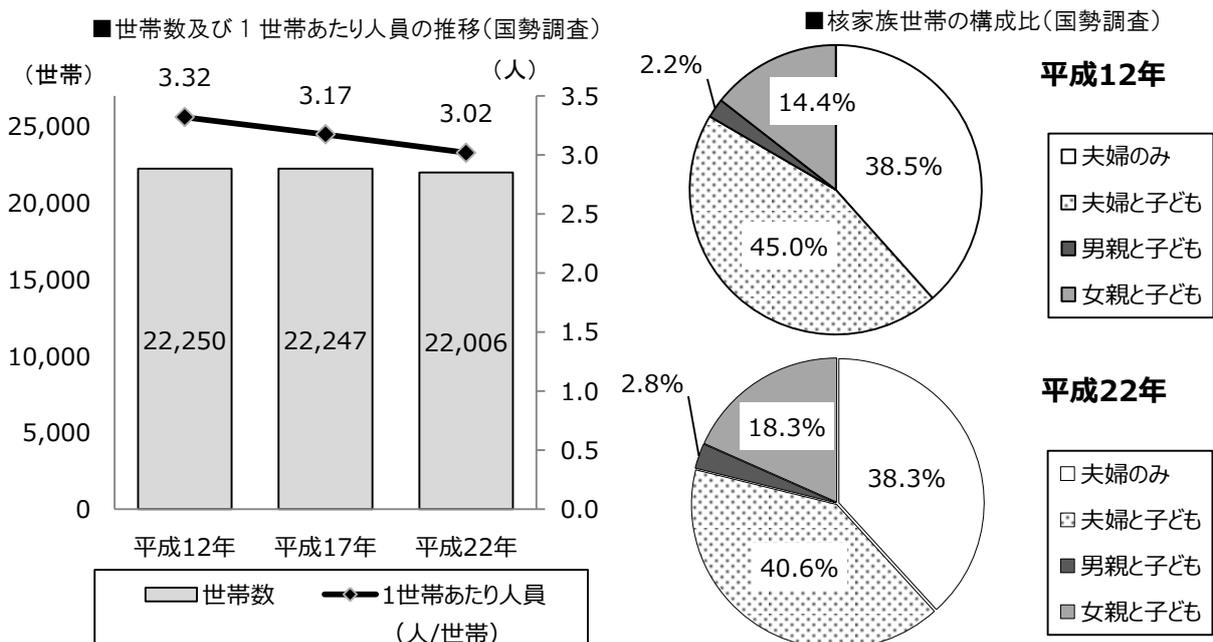
(3) 将来の人口推計

- 平成52年には、4万2千人を下回ると推計されます。
- 年少人口も10年間で約4,500人減少すると見込まれます。



(4) 世帯の状況

- 世帯数は平成12年から10年間でほぼ横ばいで推移しています。
- 1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「女親と子ども」「男親と子ども」の割合が増加している現状にあります。



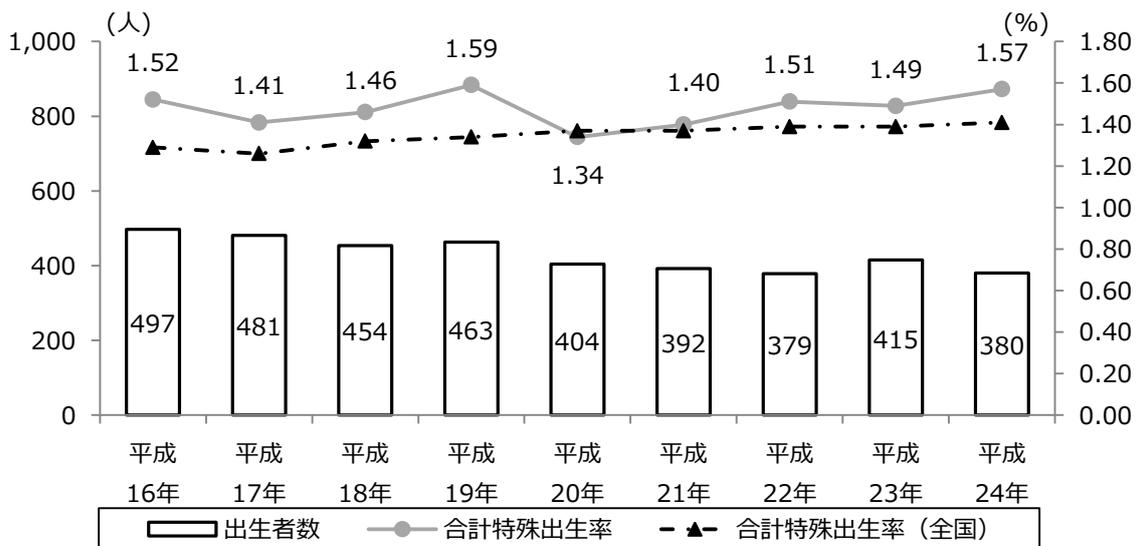
(5) 出生の状況

- 出生者数は、平成23年に若干回復したものの、年々減少する傾向にあります。
- 合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率*を多少上回っており、年度により増減はあるものの、おおむね横ばいで推移しています。

*合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものと定義される。

この数値は、仮に女性がこの年の年齢別出生率にしたがって子どもを生んでいった場合、生涯に生む平均の子ども数に相当します。

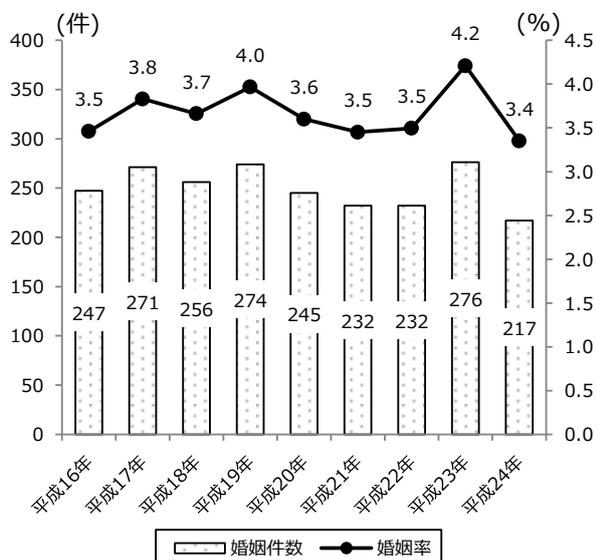
■ 出生者数・合計特殊出生率(新潟県人口移動調査)



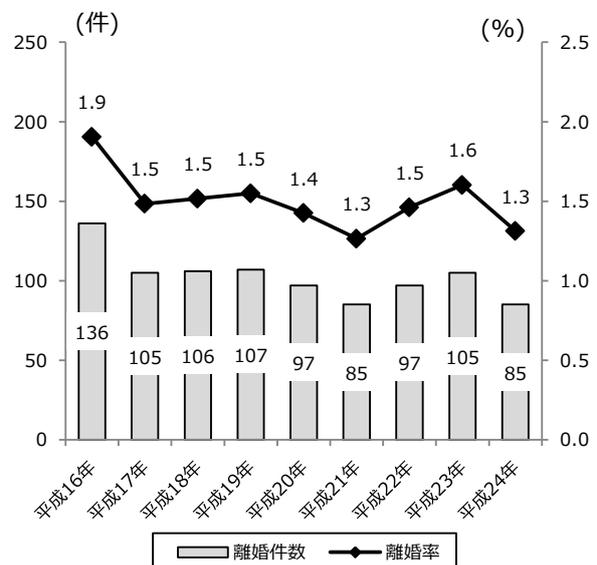
(6) 婚姻・離婚の状況

- 婚姻件数、婚姻率は、年度による増減があるものの、おおむね横ばいで推移しています。
- 離婚件数、離婚率は、年度により増減はあるものの、若干減少傾向にあります。

■ 婚姻数及び婚姻率の推移(福祉保健年報)



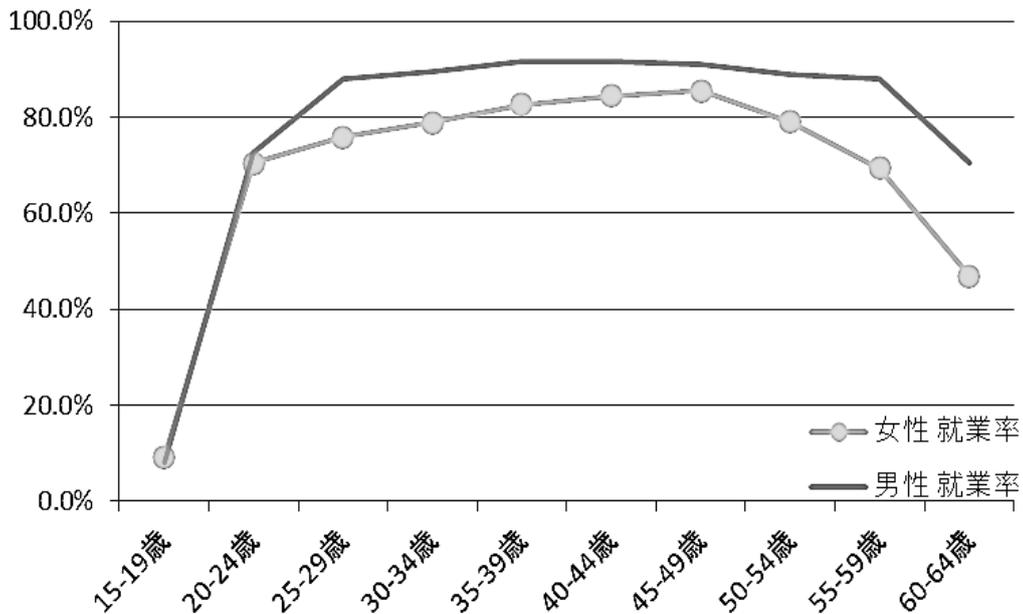
■ 離婚数及び離婚率の推移(福祉保健年報)



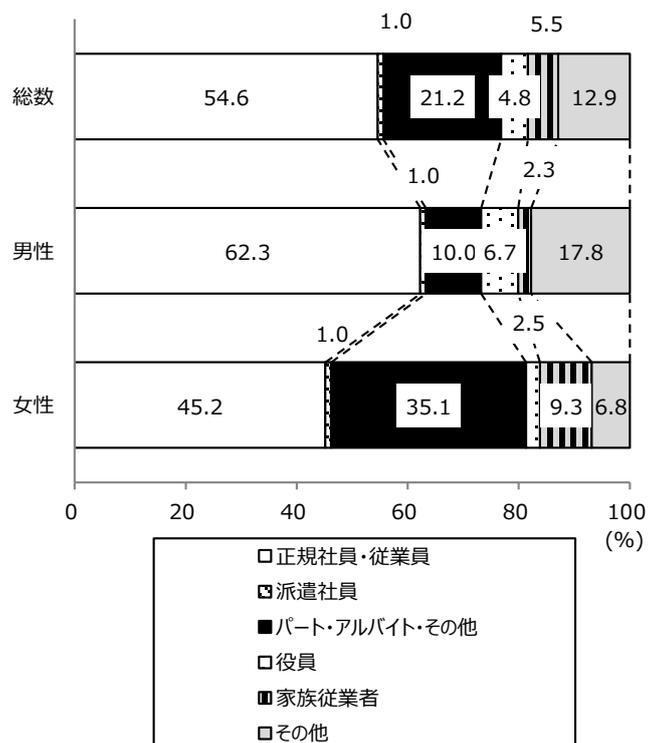
(7) 就労の状況

- 女性、男性の就業率は、ともに 20~24 歳まではほぼ同様に上昇するものの、25 歳頃を境目に、出産・子育てを主な原因として女性の就業率は、男性と比べて低下する傾向となっています。
- 男性、女性ともに「正規職員・従業員」の割合が高くなっています。

■ 年齢別就業率の推移(平成 22 年・国勢調査)



■ 従業上の地位別従業者数の割合(平成 22 年・国勢調査)

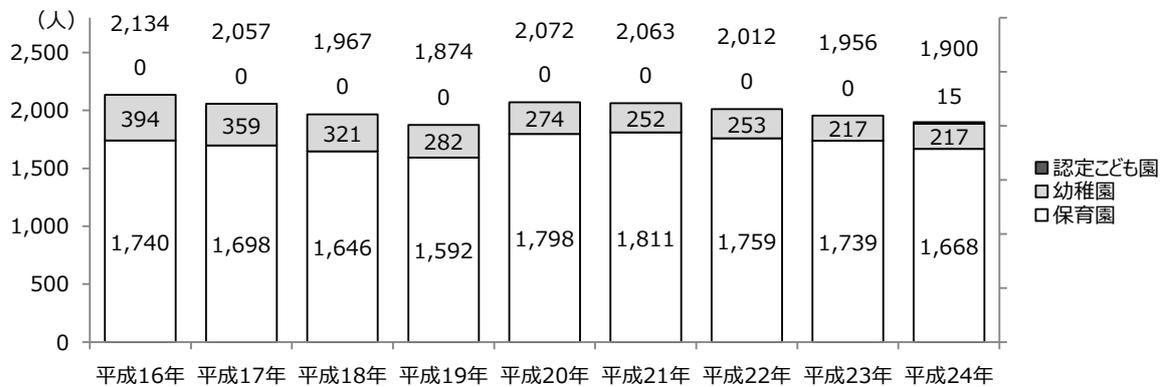


2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

- 保育園の利用児童数は、平成 19 年度まで減少傾向にありましたが、平成 20 年度にいったん増加しています。しかしその後、また減少し続けています。幼稚園の利用児童数は、平成 16 年度より減少傾向にあります。
- 認定こども園は、平成 24 年度より実施しています。
- 全体では、平成 19 年度までは減少傾向だった利用児童数が、平成 20 年で一度増えたもののそれ以降はまた減少傾向にあります。

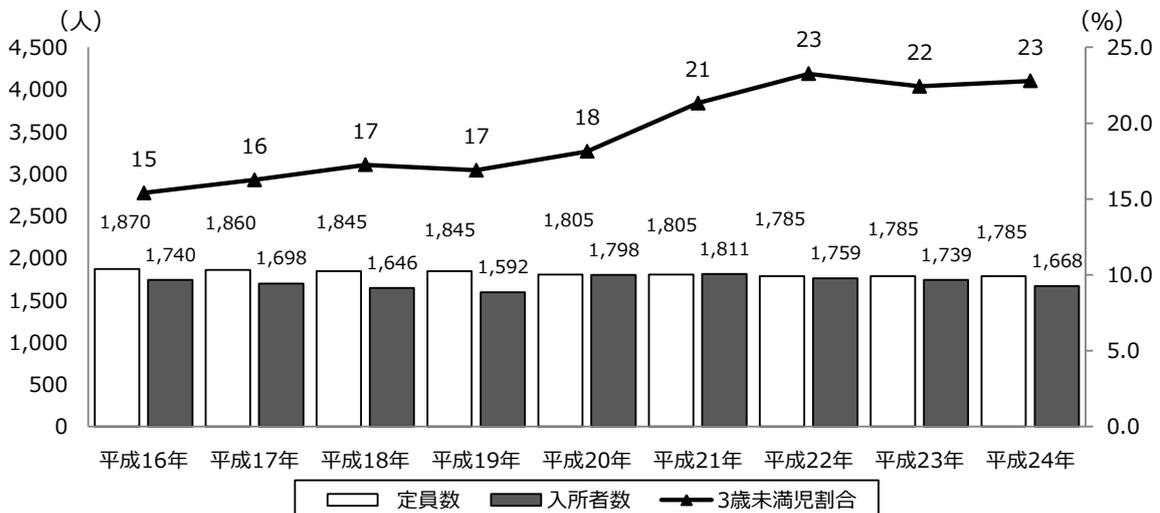
■ 保育園、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



(2) 保育園の利用状況

- 保育園の入所者数は、平成 20 年度に増加が見られたものの平成 16 年度以降、ゆるやかな減少傾向が続いています。また、3 歳未満児の利用割合は平成 16 年度以降増加し続けています。
- 定員数は、平成 22 年に 1,785 人になって以降は、増減はなく推移しています。

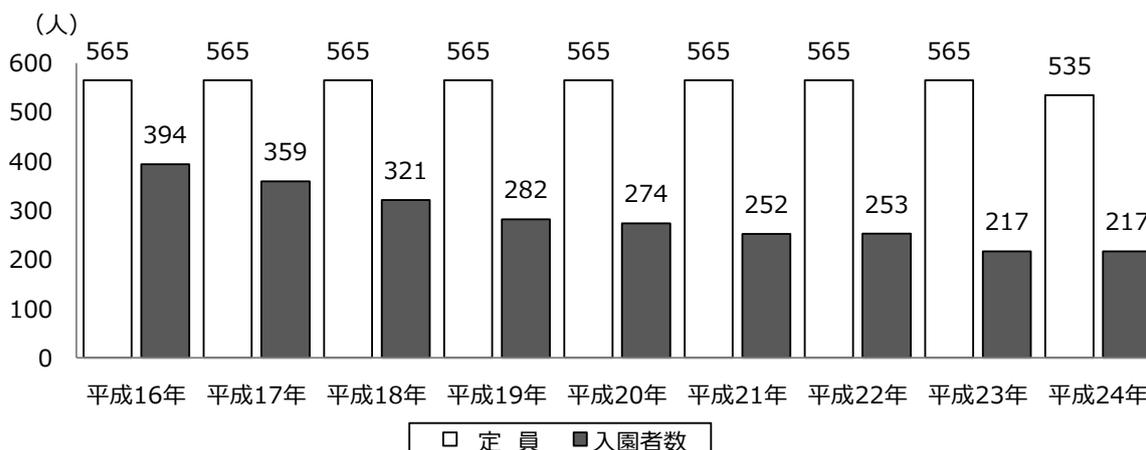
■ 保育園の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況

- 幼稚園の入園者数は、平成16年度以降減少傾向にあります。
- 定員数は、平成16年度より565人のままで推移しましたが、平成24年に535人となり30人減少しています。
- 平成24年度で、定員535人に対し、利用者数は217人と約4割の利用にとどまっています。

■幼稚園の定員数、入園者数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものを言います。

◆ベビーホテル

- ①夜8時以降の保育 ②宿泊を伴う保育 ③利用児童の半数以上が一時預かりの内、いずれか1つでも該当する施設

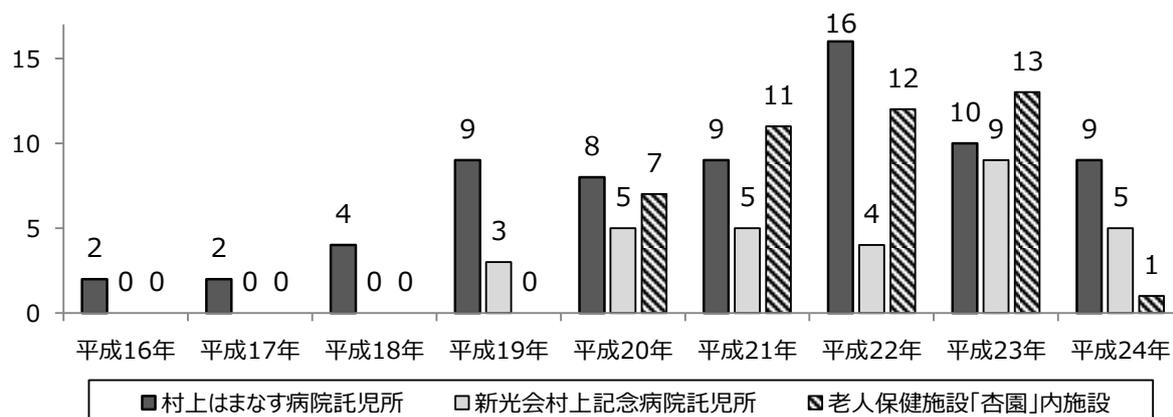
・村上市には、施設なし

◆事業所内保育施設

事業所の従業員の児童を対象とした保育事業を行っている施設

- ・村上市はまなす病院託児所 ・新光会村上記念病院託児所 ・老人保健施設「杏園」内施設

■入所児童数の推移(各年4月1日現在)

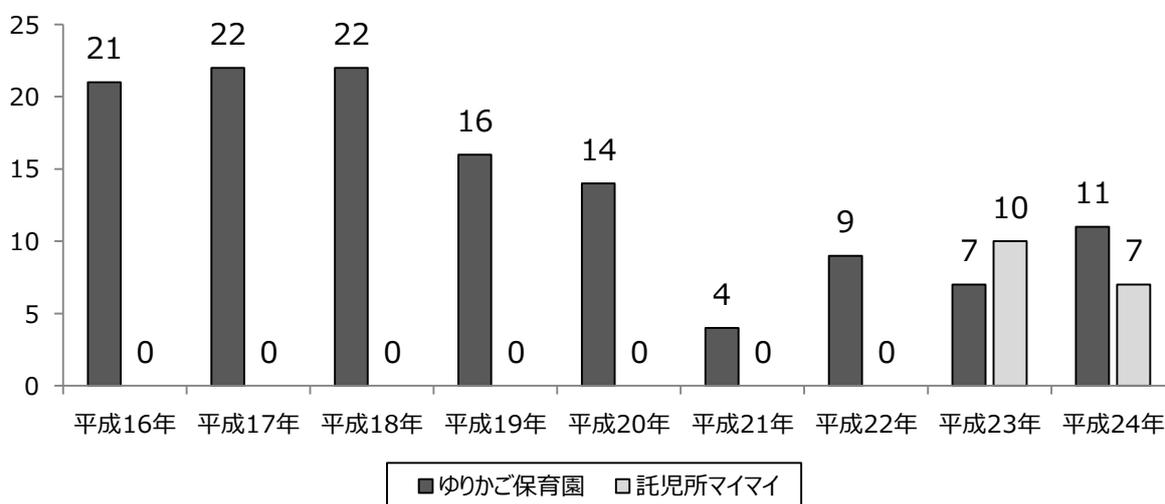


◆その他

上記以外の施設

- ・ゆりかご保育園
- ・託児所マイマイ

■入所児童数の推移(各年4月1日現在)



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て支援事業計画の法定10事業の実施状況を以下にまとめます。

(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の保育時間（8時間）を超えて、さらに延長して保育を行う（延長保育）サービスです。

【延長保育の実施状況】

（平成25年度実績）

【村上地区】

実施施設：8園（第一保育園、第二保育園、岩船保育園、瀬波保育園、上海府保育園、山辺里保育園、山居町保育園、村上こひつじ保育園） 利用人数：計58人

【荒川地区】

実施施設：4園（金屋保育園、大津保育園、坂町保育園、荒島保育園）

利用人数：計0人

【神林地区】

実施施設：2園（向ヶ丘保育園、みのり保育園）

利用人数：計15人

【朝日地区】

実施施設：5園（舘腰保育園、三面保育園、高南保育園、猿沢保育園、塩野町保育園）

利用人数：計 13 人

【山北地区】

実施施設：2園（山北にじいろ保育園、山北おおぞら保育園）

利用人数：計0人

（2）放課後児童健全育成事業（学童保育所）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

【学童保育の実施状況】

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

【村上地区】

実施施設：6か所（二之町学童保育所、南町学童保育所、なんしょうクラブ、瀬波学童保育所、岩船学童保育所、山辺里学童保育所）

登録数：低学年 182 人・高学年 25 人

【荒川地区】

実施施設：2か所（保内学童保育所、金屋学童保育所）

登録数：低学年 65 人・高学年 4 人

【神林地区】

実施施設：1か所（神林学童保育所）

登録数：低学年 27 人・高学年 10 人

【朝日地区】

実施施設：1か所（朝日学童保育所）

登録数：低学年 28 人・高学年 3 人

【山北地区】

実施施設：2か所（山北やまゆり学童保育所、山北はまゆり学童保育所）

登録数：低学年 27 人・高学年 15 人

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭への出席等のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

村上市では、実績はありません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

村上市では、実績はありません。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う事業です。

（平成25年度実績）

訪問家庭数 360人 訪問率：96.8%

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行う事業です。

（平成25年度実績）

要保護児童数 61人 利用者数：0人

(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設や保育園等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う事業です。

【子育て支援センターの実施状況】

（平成25年度実績）

【村上地区】

実施施設：1施設（山辺里子育て支援センター（山辺里保育園内））

子育て相談：100人 子育て広場：延べ6,617人（延べ2,953組） 育児講座：316人

【荒川地区】

実施施設：1 施設（荒川子育て支援センター（金屋保育園内）※H26～あらかわ保育園内）
子育て相談：19人 子育て広場：延べ3,986人（延べ1,741組） 育児講座：154人

【神林地区】

実施施設：1 施設（神林子育て支援センター（神林学童保育所内））
子育て相談：103人 子育て広場：延べ8,272人（延べ3,795組） 育児講座：306人

【朝日地区】

実施施設：1 施設（朝日子育て支援センター（高南保育園内））
子育て相談：106人 子育て広場：延べ4,329人（延べ2,054組） 育児講座：188人

【山北地区】

実施施設：1 施設（山北子育て支援センター（山北にじいろ保育園内））
子育て相談：83人 子育て広場：延べ2,206人（延べ1,086組） 育児講座：85人

(7) 一時預かり事業

① 預かり保育（幼稚園）

教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を行うサービスです。

② 一時預かり（保育園）

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、市長が必要と認める期間（私的理由の場合、月7日）を限度に保育園に預けることができるサービスです。

（平成25年度実績）

<幼稚園における預かり保育（在園児対象で1号認定*）>

利用人数 0人

<幼稚園における預かり保育（在園児対象で2号認定*）>

実施施設：2園（村上幼稚園、村上こひつじ保育園）

利用人数：計 4,268人

*1号、2号認定の定義は、P39の認定区分の説明を参照ください。

<幼稚園における預かり保育以外>

●保育園における一時預かり

【村上地区】

実施施設：2園（山辺里保育園、村上こひつじ保育園）

利用人数：計 1,352人

【荒川地区】

実施施設：なし

【神林地区】

実施施設：1園（みのり保育園）

利用人数：582人

【朝日地区】

実施施設：1園（高南保育園）

利用人数：206人

【山北地区】

実施施設：2園（山北にじいろ保育園、山北おおぞら保育園）

利用人数：計 33人

●ファミリー・サポート・センター

利用人数：3人

(8) 病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

村上市では、平成 26 年度より、あらかわ保育園にて体調不良児対応型の病児・病後児保育事業を開始しています。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

（平成 25 年度実績）

<未就学児> 利用者数 延べ 4 人

<就学児> 利用者数 延べ 12 人

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、妊婦健診 14 回を公費負担する事業です。

（平成 25 年度実績）

利用者数 4,491 人 利用率 83.1%

4 ニーズ調査の結果概要

- 調査対象：村上市在住の就学前児童、小学生児童がいる家庭の保護者 4,280 人
- 調査期間：平成 25 年 10 月 25 日～平成 25 年 11 月 8 日
- 調査方法：＜就学前児童調査＞ 教育・保育施設を通じて実施、一部郵送
 ＜小学生児童調査＞ 学校を通じて実施、一部郵送
- 配布・回収：

調査票の配布・回収状況

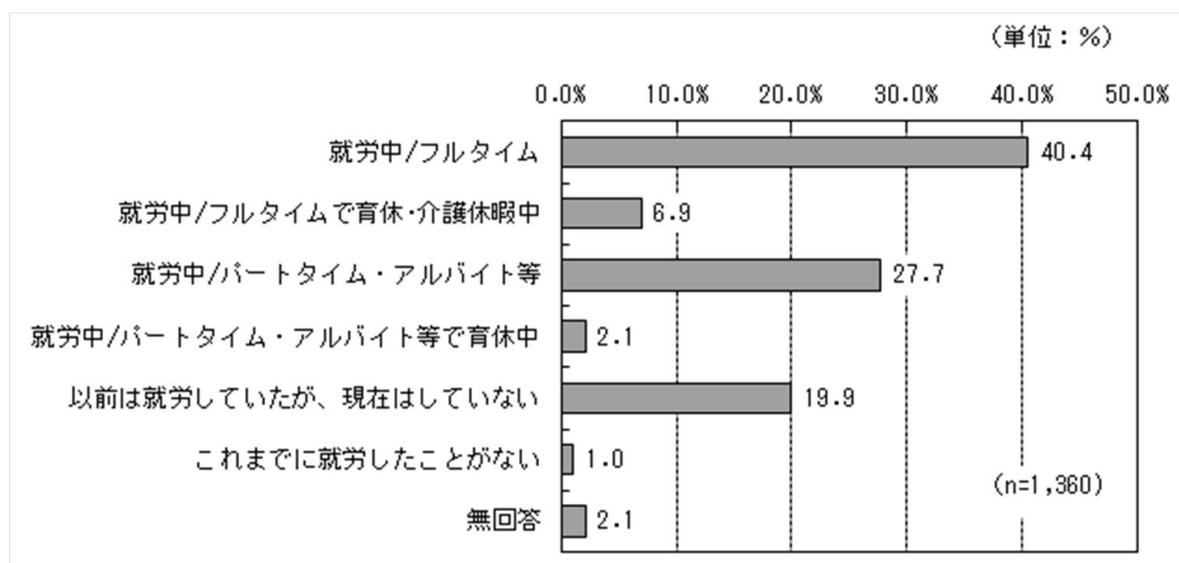
調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,950	1,360	69.7%
小学生児童	2,330	1,890	81.1%
計	4,280	3,250	75.9%

※詳細は、「村上市子ども子育てに関するニーズ調査結果報告書」を参照のこと。

(1) 保護者の就労状況

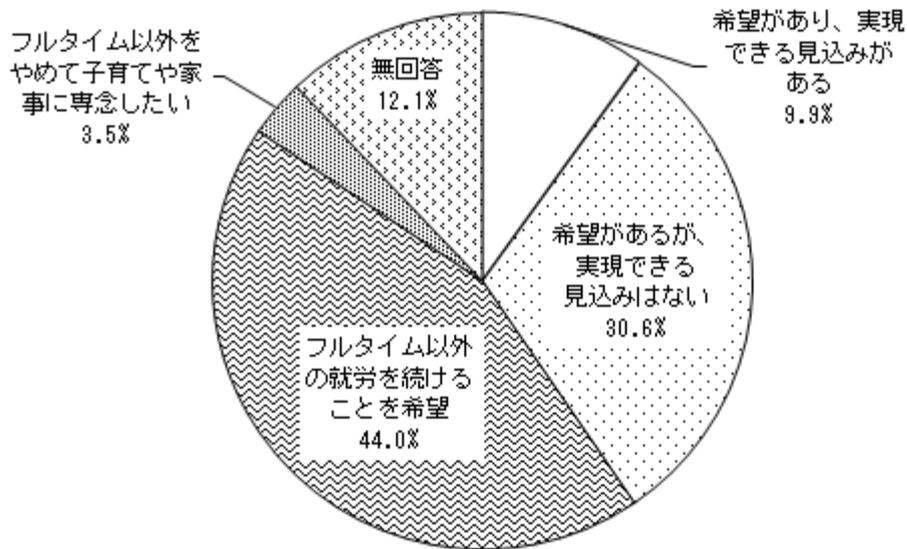
○ 保護者（母親）の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について

母親は、「就労中／フルタイム」は 40.4%となっており、「就労中／パートタイム・アルバイト等」が 27.7%です。また、「以前は就労していたが、現在はしていない」は 19.9%と約2割を占めています。



○ パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの希望

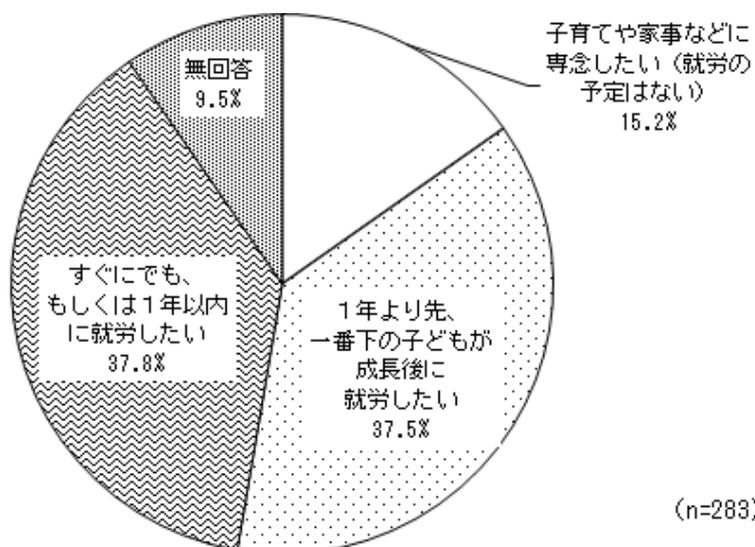
パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの希望は「フルタイム以外の就労を続けることを希望」が44.0%、「希望があるが実現できる見込みはない」が30.6%となっており、「希望があり実現できる見込みがある」の9.9%を加えると84.5%の大多数が就労意欲を持っていることがわかります。



(n=405)

○ 現在就労していない母親の就労意向

「すぐにも、若しくは1年以内に就労したい」が37.8%、「1年より先、一番下の子どもが成長後に就労したい」が37.5%で高い就労意欲が見られます。これに対し「子育てや家事などに専念したい」は15.2%となっています。

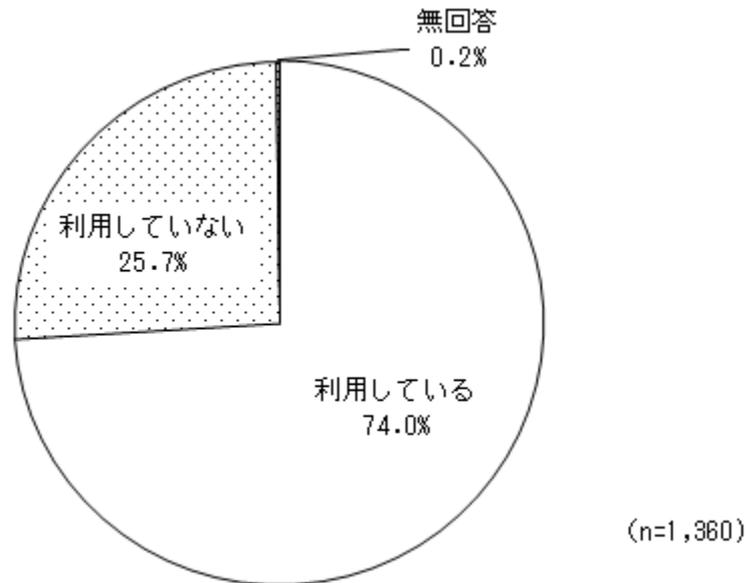


(n=283)

(2) 教育・保育事業の利用について

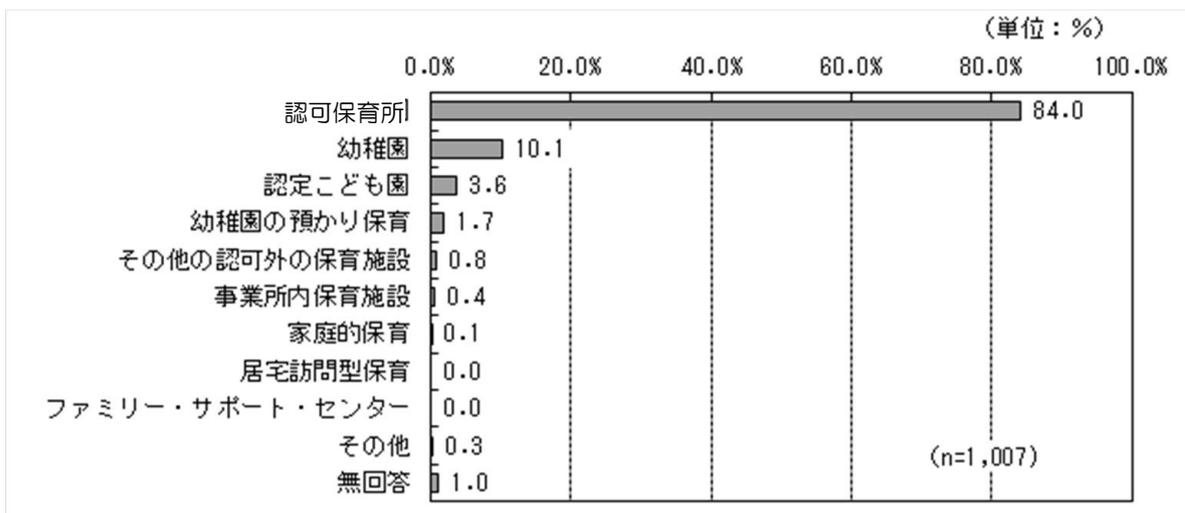
○ 平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育園など）の利用状況

幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」が、74.0%となっています。



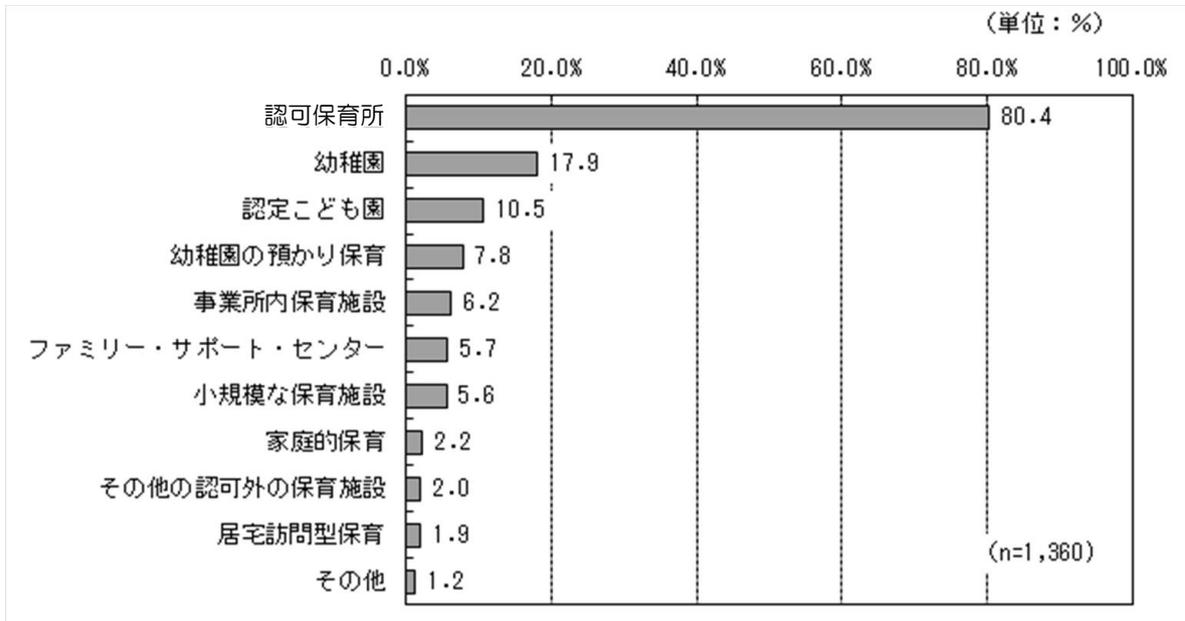
○ 利用している教育・保育事業

旧市町村では幼稚園が設置されているのは旧村上市のみであることから「認可保育所」が84.0%で大多数となっています。「幼稚園」は10.1%、「認定こども園」は3.6%です。



○ 今後、利用したい教育・保育事業

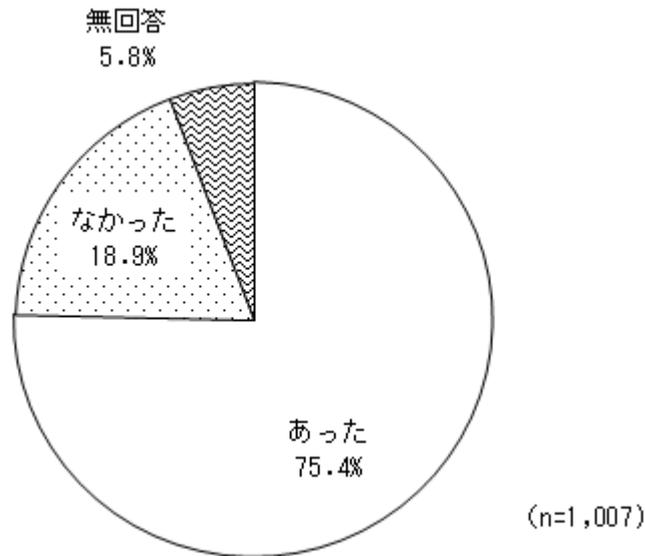
「認可保育所」が80.4%、「幼稚園」が17.9%となっています。また「認定こども園」は10.5%、「幼稚園の預かり保育」は7.8%です。



(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

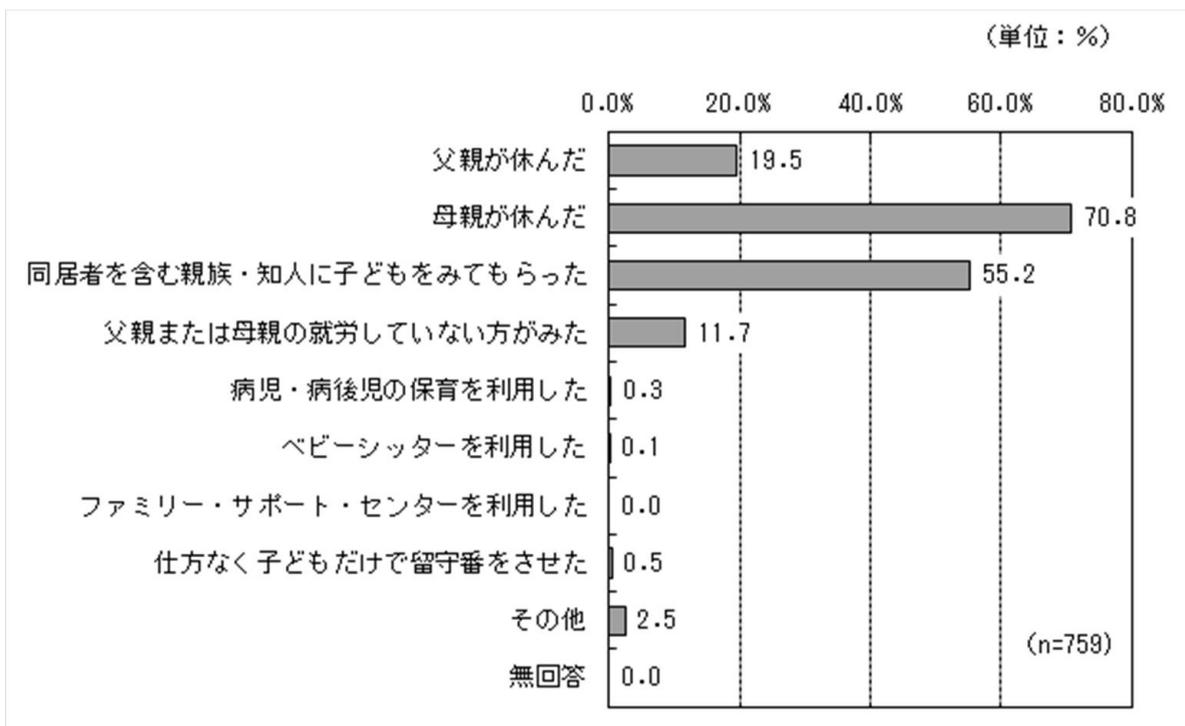
○ 子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった経験

この1年間にお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した人が75.4%と高い割合となっています。



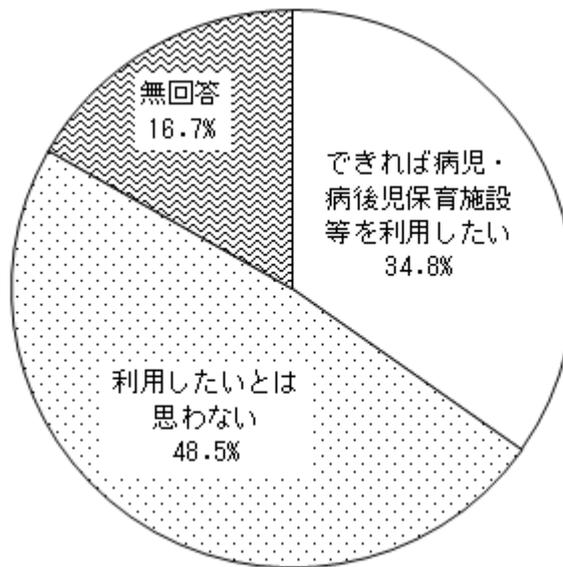
○ そのときの対応方法

「母親が休んだ」が最も多く70.8%、「同居者を含む親族・知人に子どもをみてもらった」が55.2%となっていますが、「父親が休んだ」は19.5%です。



○ 病児・病後児保育の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は34.8%、「利用したいとは思わない」が48.5%となっています。



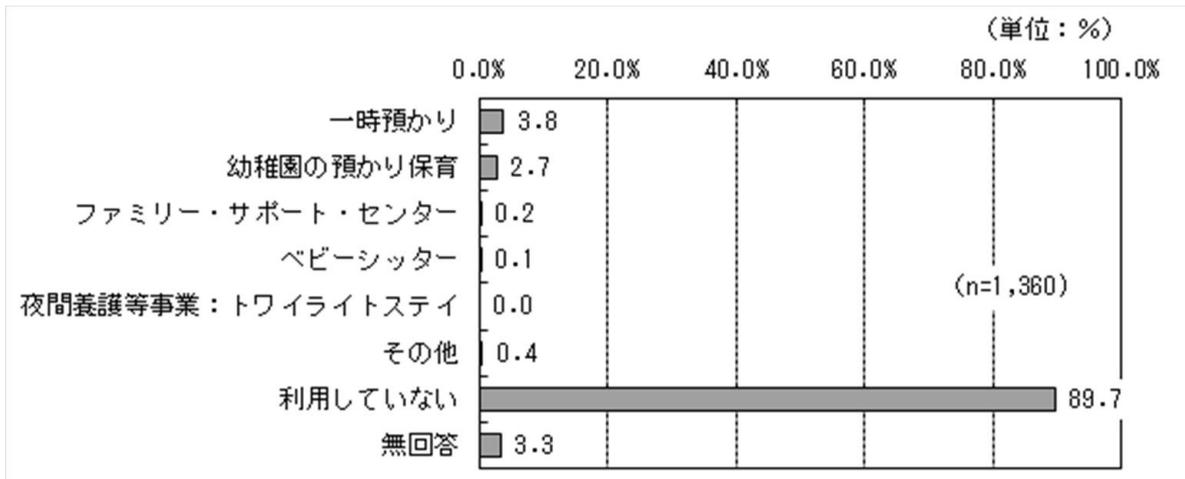
(n=681)

(4) 不特定の教育・保育事業の利用について

○ 私用や親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業

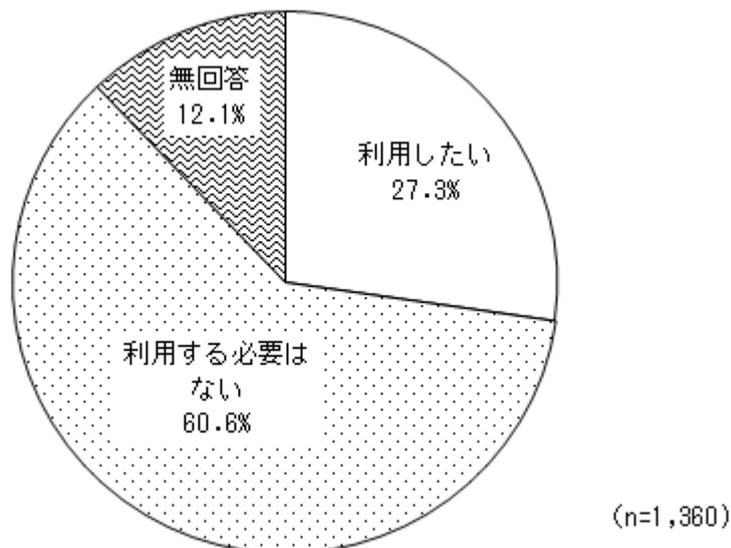
「利用していない」が89.7%で大多数を占めています。

利用しているサービスは、「一時預かり」が3.8%、「幼稚園の預かり保育」が2.7%の利用がみられます。



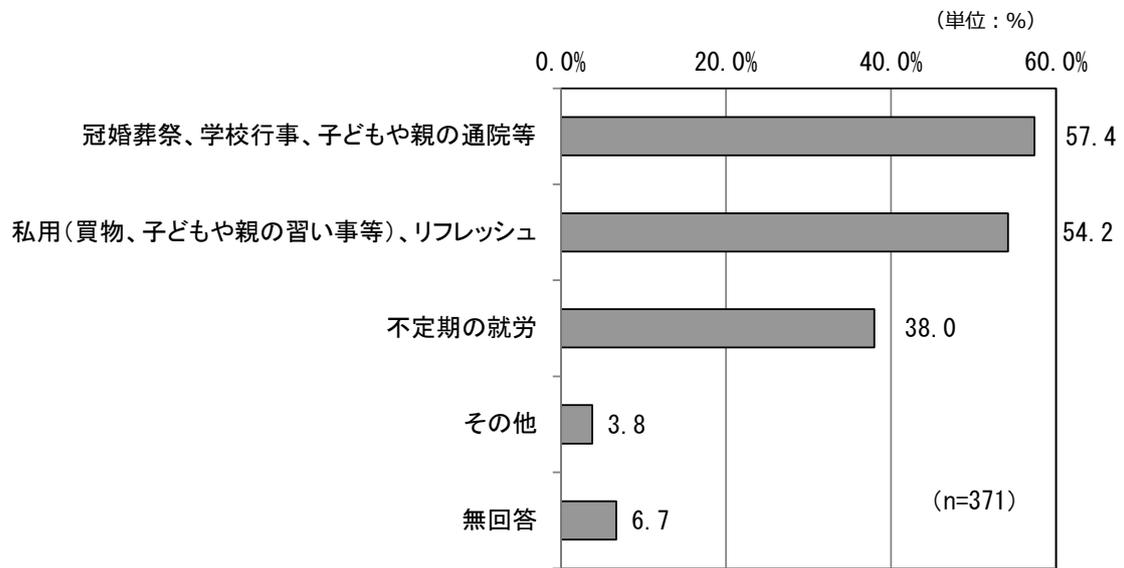
○ 今後の不特定の事業の利用意向

「利用したい」は27.3%、「利用する必要はない」が60.6%となっています。



○ 事業を利用したい目的

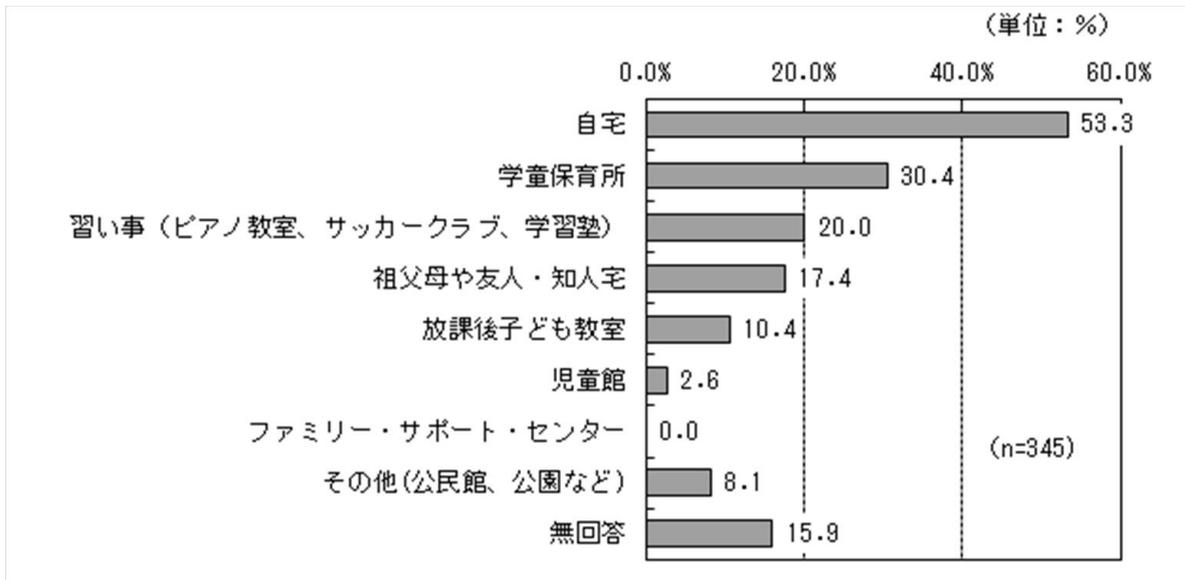
利用したい理由は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が57.4%、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ」が54.2%、「不定期の就労」が38.0%となっています。



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方（5歳以上）

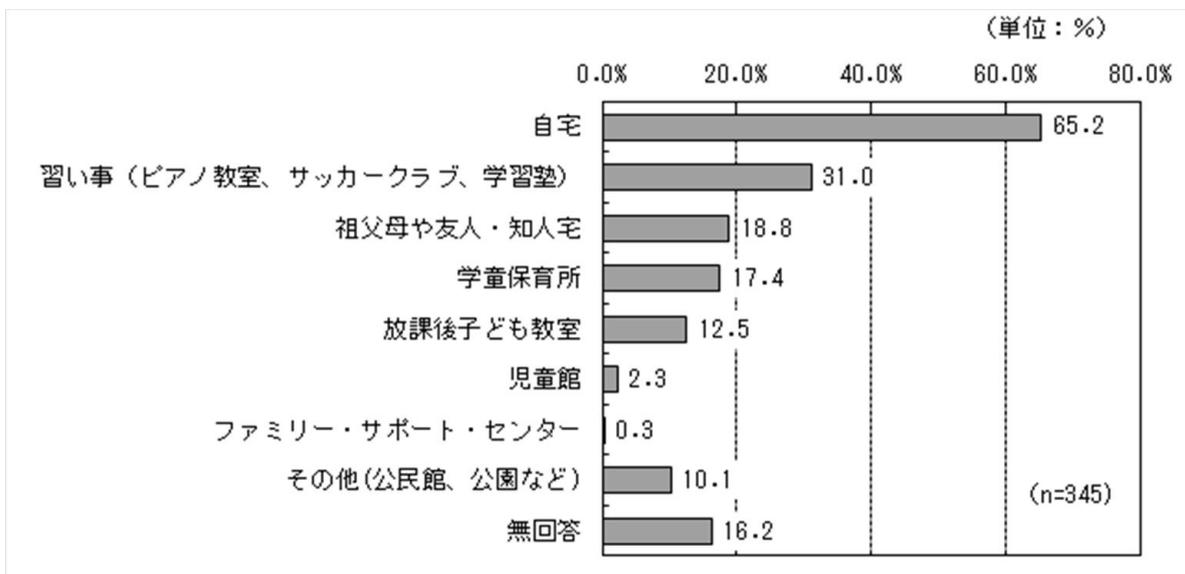
○ 低学年のうちに過ごさせたい場所

小学校低学年では「自宅」が53.3%、「学童保育所」が30.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」が20.0%で、上位に挙がっています。



○ 高学年になったら過ごさせたい場所

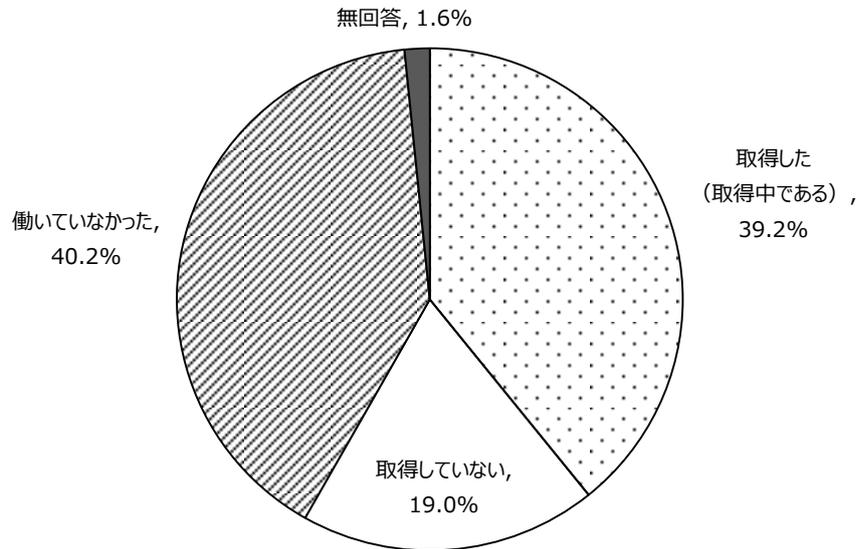
小学校高学年の希望は、第1位は低学年と同様に「自宅」で65.2%となっていますが、「学童保育所」が低学年の30.4%から17.4%に低下し、第2位から第4位になっています。逆に「習い事」が2位に上がり31.0%と増えてきています。



(6) 育児休業の取得状況

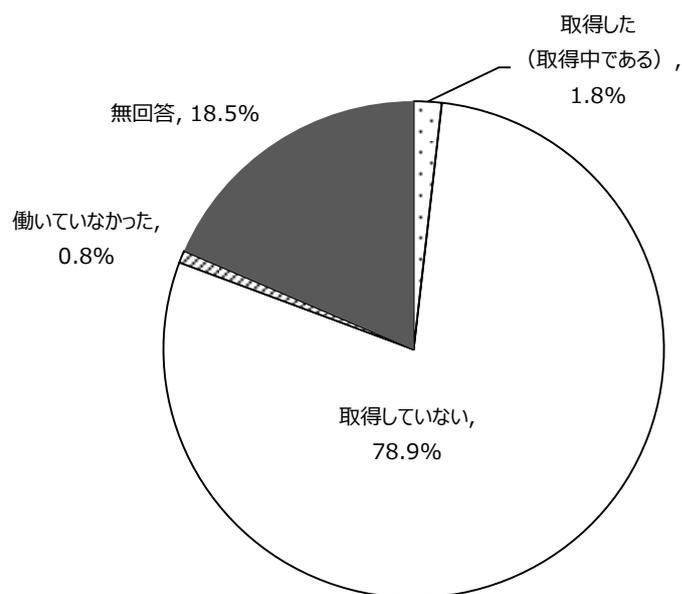
○ 母親の育児休業の取得状況

母親では、「働いていなかった」(40.2%)と「取得した(取得中である)」(39.2%)がともに4割を占めています。



○ 父親の育児休業の取得状況

父親は「取得していない」が78.9%で大多数となっています。



5 村上市の子ども・子育て支援の課題

第2章 1～4の調査結果等から、以下のような課題が浮かび上がってきました。これらの課題を整理し、施策目標につなげていきます。

《家庭》

- ① 核家族化の進展により、子育てについて気軽に相談できる人が祖父母等の親族や友人・知人に限られ、地域とのつながりの希薄化が伺えます。
- ② 現在の親世代は、兄弟姉妹が少ない人が多いことから、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
- ③ 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ないのが実態です。
- ④ 就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。
- ⑤ 少子化の傾向ですが、核家族化の進行等により、特に低年齢児の保育園利用者数と学童保育所の登録者数は年々増加傾向にあります。

《職場》

- ① 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性をはじめ、すべての年代において非正規雇用割合も高まっています。
- ② 子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
- ③ 女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められています。
- ④ 長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。

《施設》

- ① 保育における需要が多様に変化してきており、従来からの定型的な保育だけでは、市民のニーズにきめ細かに対応することができない状況となっています。
- ② 教育・保育の中核を担う公立保育園に関しては、施設の老朽化が進み、防災や防犯等の安全面で不安を感じる保護者の方がいます。地域の実情に応じた施設整備を進め、快適で安全・安心な保育環境を確保する必要があります。
- ③ 保育士の確保が困難な現状にあることから、正規保育士の占める比率が低下してきています。

《地域》

- ① 地域とのつながりが希薄化している中、地域で子育てをサポートできる支えあいの仕組みが求められています。
- ② 最近の治安情勢から、子どもの防犯や安全に対し不安を抱く方が多く、地域における見守りや目配りなど、地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくりが求められています。
- ③ 親子で楽しめる遊び場や公園などが少なく、公園等の施設整備を望む声が寄せられています。

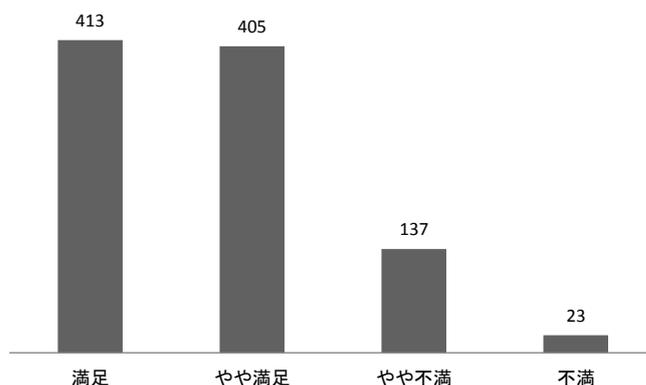
<村上市公立保育園のあり方に関するアンケート集計結果>

◆現在入所している保育園について、どのように感じているか

<施設や設備などについて>

全項目にわたって、おおむね「満足」、「やや満足」ということで理解を得られていますが、「侵入者、不審者などの対応」について「やや不満」が多かったため、今後、対応に工夫が必要な状況です。

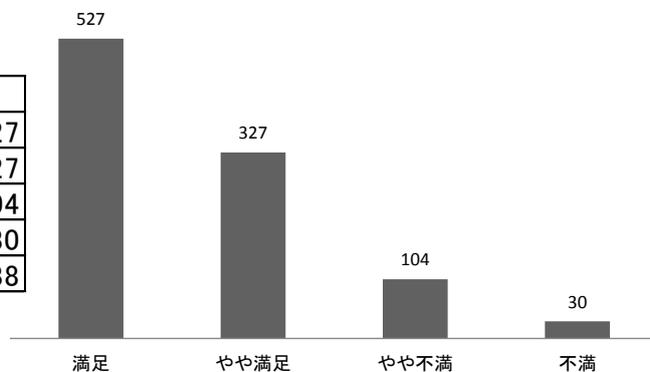
侵入者、不審者などの対応		
1	満足	413
2	やや満足	405
3	やや不満	137
4	不満	23
回答計		978



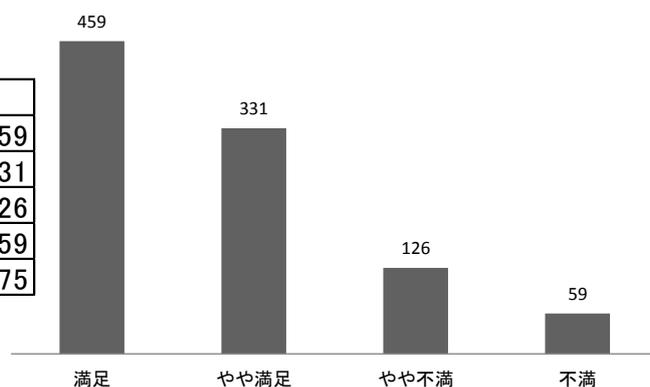
◆保育体制、連絡などについて

全項目にわたって、おおむね「満足」、「やや満足」ということで理解を得られていますが、「保育士の人数」「保育士の配置」「臨時職員のバランス」について「やや不満」が多かったため、改善が必要な状況です。

保育士の人数		
1	満足	527
2	やや満足	327
3	やや不満	104
4	不満	30
回答計		988



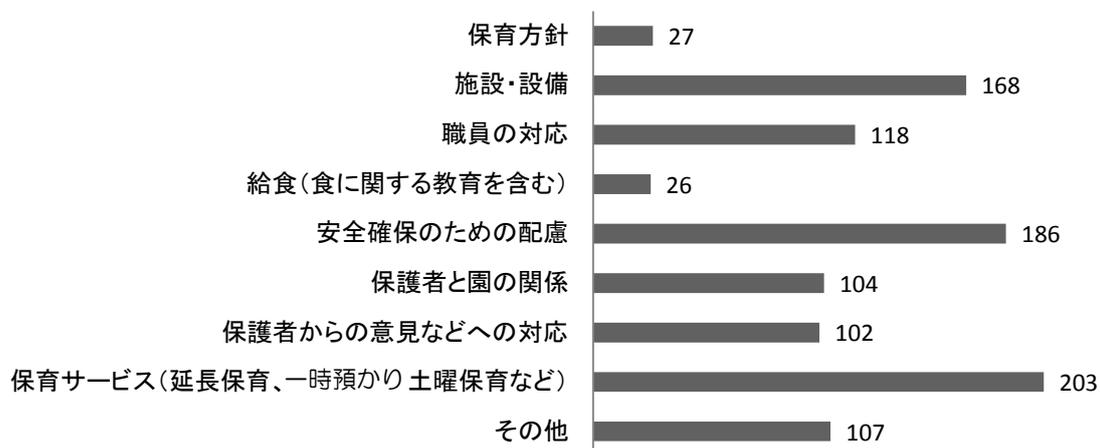
保育士の配置(延長・臨時職員バランス)		
1	満足	459
2	やや満足	331
3	やや不満	126
4	不満	59
回答計		975



◆在園している保育園について「気がかりなこと」（最大3つまで）

「保育サービス」「安全確保のための配慮」「施設・設備」の順となっています。

在園している保育園について気がかりなこと		
1	保育方針	27
2	施設・設備	168
3	職員の対応	118
4	給食（食に関する教育を含む）	26
5	安全確保のための配慮	186
6	保護者と園の関係	104
7	保護者からの意見などへの対応	102
8	保育サービス（延長保育、一時預かり、土曜保育など）	203
9	その他	107
回答計		1,041



***参考**

<村上市保育園等施設整備計画で掲げる課題>

- 公立保育園は、昭和 40 年代から 50 年代に建設され老朽化が著しいものが多数を占めており、維持補修に努めてきましたが、修繕経費が嵩むようになり、対応に困難をきたしている状況となっています。地域実情に応じた施設整備を進め、快適で安全・安心な保育環境を確保する必要があります。
- 入園児童数は、少子化の影響もあり、過去 5 年間で、毎年減少していますが、一方で、未満児等、低年齢の保育園入園児童数は年々増加していることから、保育園の新設等に際しては、その受け入れについて十分な配慮が必要です。
- 核家族化の進行や近隣関係の希薄化などに伴い、家庭や地域における子育て環境の変化と、厳しい経済状況の中、子育て家庭が抱える悩みや不安が増えてきています。保育における需要も多様に変化してきており、従来からの定型的な保育だけでは、市民のニーズにきめ細かに対応することができない状況となっています。
- 保育園等の統廃合と民営化の導入、また出生数の推移や入園希望の動向、さらには特別保育のニーズを見据えつつ、正規保育士の占める比率を拡充させ、子どもの最善の利益を考慮した保育の実現が求められています。また、臨時保育士の確保が困難な現状を考慮し、雇用条件の改善と保育の質の向上を図る必要があります。

第3章 基本的な考え方

1 目的

村上市の子ども・子育て支援事業は、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するとともに、家庭、地域、学校等が協働し、それぞれの役割を果たして、子どもと大人がともに育つ「郷育のまち」の実現を目的とします。

2 基本理念（次世代育成支援行動計画と共通）

全国的な傾向と同様に本市においても出生数は年々減少しており、高齢化率の上昇と相まって地域社会の活力に低下をもたらし、私たちの生活基盤に多大な影響を及ぼしています。

また、近年、子育てをする親の就労環境の変化や核家族化の進展などにより、子どもを取り巻く社会状況が変化し、複雑化する子育て支援に関するニーズへの柔軟な対応が求められています。

そのような中、第1次村上市総合計画により子育て支援の充実を図り、さらに、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し子育て支援に取り組んできましたが、子どもを取り巻く社会状況は依然として厳しい状況にあります。

このような状況を打開するためには、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要とされています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手育成の基礎を成す重要な未来への投資です。

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、次の基本理念を掲げます。

基本理念：子育てを みんなで支えるまちづくり

3 基本的な視点（次世代育成支援行動計画と共通）

子どもの育ちと子育てをめぐる環境並びに村上市次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏まえて、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

○ 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。このため、常に子どもの視点に立って子どもの幸せを考えながら子育てを支援していきます。

○ すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを進めます。また、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現し企業等と連携を図りながら子育て支援の展開に努めます。

○ 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親になるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがいを感じ、生命の尊さを若い世代に伝えられるような教育の支援や働きかけを支援します。

○ サービス利用者の視点

子育てをする親の就労環境の変化や核家族化の進展などにより、子育て支援に関する住民ニーズが多様化してきており、柔軟なサービス提供が求められています。このため、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように利用者の視点に立った総合的な取組を進めます。

4 基本目標（次世代育成支援行動計画と共通）

本計画の基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

（1）地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、企業、関係機関や関係団体、地域住民などと密接な連携の下に協働し、子どもの健全な成長を地域全体で見守る、様々な子育てを支援する地域づくりを進めます。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

親が安心して子どもを産み、喜びと誇りを持って安心して子育てができるよう環境の整備を図ります。またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりを推進します。安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進のため、県・医療機関との連携による、小児医療の充実や適切な保健指導により、安心して子育てができるように努めます。

生涯学習・学校・保健・医療等関係機関との連携により、思春期保健の充実や、地域での各種講座の充実により、次代の親づくりに取り組みます。

（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等、地域資源のネットワークにより、子どもを生き育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、次代を担う子どもたちが「生きる力」を身に付け、自立した若者へと成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域社会が連携を図りながら取り組みを進めます。

（4）子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、良好な生活環境づくりを推進するとともに、公共施設等のバリアフリー化の促進や公園等の整備を進めます。

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てなどの家庭生活との両立を推進するためには、仕事のやりがいや充実感を感じ、子育て期などにおける多様な生き方が選択できるようにするとともに、仕事と出産・子育てを両立できるサービスの一層の充実が必要となっています。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けては、この考え方の浸透と多様な働き方に応じた子育て支援の展開、企業（事業者）の理解や取組への働きかけを行っていきます。

（６）子どもの安全の確保

子どもの安全を確保するためには、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施、道路等における防犯設備の整備や改善、関係機関・団体が行う自主防犯活動の促進等を通して安全な環境づくりを進めます。

（７）要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して適切に対応し、子どもの権利が保障され、自立支援のための適切な養護等が受けられるよう支援を行うとともに、総合的な取組を進めます。

5 施策体系（次世代育成支援行動計画と共通）

子ども・子育て施策全体の方向性として村上市次世代育成支援行動計画の施策体系を示すととも、子ども・子育て支援事業計画の対象である事業の位置づけを示します。

基本目標	施策の方向性	『子ども・子育て支援事業計画』掲載事業
		<p>（1）地域における子育ての支援</p> <p>①地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>②保育サービスの充実</p> <p>③子育て支援のネットワークづくり</p> <p>④児童の健全育成</p> <p>⑤児童遊園等の整備</p>
<p>（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進</p> <p>①子どもや母親の健康の確保</p> <p>②「食育」の推進</p> <p>③思春期保健対策の充実</p> <p>④小児医療の充実</p> <p>⑤特定不妊治療費助成事業</p>	<p>妊婦に対して健康診査を実施する事業</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業</p>	
<p>（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>①次代の親の育成</p> <p>②子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>③家庭や地域の教育力の向上</p> <p>④子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>	<p>養育支援訪問事業</p> <p>子育て短期支援事業</p>	
<p>（4）子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>①良好な居住環境の確保</p> <p>②安全な道路交通環境の整備</p> <p>③安心して外出できる環境の整備</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画の対象事業以外の事業につきましては、次世代育成支援行動計画について説明する第8章に掲載することとします。</p>	
<p>（5）職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>①男女共同参画社会の実現</p> <p>②仕事と子育ての両立の推進</p> <p>③仕事と生活の調和の実現</p>		
<p>（6）子ども等の安全の確保</p> <p>①子どもの交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>②安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>③被害に遭った子ども等の保護の推進</p>		
<p>（7）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>①児童虐待防止対策の充実</p> <p>②母子家庭等の自立支援の推進</p> <p>③特別支援を要する子ども等への支援施策の充実</p>		

【基本理念】 子育てをみんなで支えるまちづくり

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育園や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 村上市における教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	考え方
1号認定(3~5歳)	幼稚園については、市内全域 保育園等については、地区ごととします	幼稚園については、立地が村上地区に集中していることからこれまで通り、市内全域での利用を前提とします。 保育園等については、村上市全域を5区域(旧市町村ごと)に分けて提供区域を設定します。
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1~2歳)		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から村上市全域を基本とします。なお、時間外保育事業並びに放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、地区ごとの(村上市全域を旧市町村単位で5区域に分けた)区域設定とします。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とします。
時間外保育事業 延長保育・休日保育のことです	地区ごと	通常利用する保育園等の施設での利用が想定されるため、保育園等と同様に地区ごととします。
放課後児童健全育成事業 学童保育所。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です	地区ごと	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、地区ごととします。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労などの理由により、児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行います	市内全域	将来の事業化を目指すものの、当面はこれまでどおり保健師及び家庭相談員指導の下対応することから現状どおり、村上市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 こんには赤ちゃん事業です	市内全域	現状どおり、村上市内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行う事業です	市内全域	現状どおり、村上市内全域とします。

11 事業	提供区域	考え方
<p>地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います</p>	<p>市内全域</p>	<p>現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とします。</p>
<p>一時預かり事業 保育園その他の場所において、一時的に預かる事業です</p>	<p>幼稚園については、市内全域 保育園等については、地区ごととします</p>	<p>幼稚園については現状の提供体制を踏まえ、村上市内全域とします。 保育園等については地区ごととします。</p>
<p>病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育園等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です</p>	<p>村上市内全域</p>	<p>現状の検討状況を踏まえ、村上市内全域とします。</p>
<p>子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。子どもの預かり等を希望する依頼会員と援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します</p>	<p>市内全域</p>	<p>現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とします。</p>
<p>妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です</p>	<p>市内全域</p>	<p>現状どおり、村上市内全域とします。</p>

第5章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分とは、教育・保育サービスを受ける際に、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性の認定（子ども・子育て支援法第19条等に基づく1～3号認定）を受ける区分のことです。その認定区分に基づき教育・保育サービス並びに施設型給付（注）を行う仕組みとなります。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育園、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育園 認定こども園、 地域型保育に該当

注：施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	94 人	97 人	94 人	92 人	86 人
確保の内容	205 人	215 人	215 人	215 人	215 人
特定教育・保育施設	75 人	215 人	215 人	215 人	215 人
確認を受けない幼稚園	130 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	111 人	118 人	121 人	123 人	129 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※特定教育・保育施設＝市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」のこと

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっている）

※施設型給付＝新制度で認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付のこと。

(2) 2号認定（3歳以上、保育園を利用希望）

[区域設定]：地区ごと（旧市町村ごと5地区）

【村上地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	433 人	444 人	428 人	422 人	395 人
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	63 人	64 人	62 人	61 人	57 人
上記以外	367 人 広域 3 人	377 人 広域 3 人	363 人 広域 3 人	358 人 広域 3 人	335 人 広域 3 人
確保の内容	617 人				
特定教育・保育施設	617 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	184 人	173 人	189 人	195 人	222 人

【荒川地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	194 人	195 人	196 人	185 人	184 人
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
上記以外	188 人 広域 3 人	189 人 広域 3 人	190 人 広域 3 人	179 人 広域 3 人	178 人 広域 3 人
確保の内容	225 人				
特定教育・保育施設	225 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	31 人	30 人	29 人	40 人	41 人

【神林地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	167 人	170 人	160 人	155 人	151 人
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	6 人	7 人	6 人	6 人	6 人
上記以外	158 人 広域 3 人	160 人 広域 3 人	151 人 広域 3 人	146 人 広域 3 人	142 人 広域 3 人
確保の内容	200 人				
特定教育・保育施設	200 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	33 人	30 人	40 人	45 人	49 人

【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	155 人	157 人	145 人	139 人	132 人
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
上記以外	150 人 広域 3 人	152 人 広域 3 人	140 人 広域 3 人	134 人 広域 3 人	127 人 広域 3 人
確保の内容	331 人				
特定教育・保育施設	331 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	176 人	174 人	186 人	192 人	199 人

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	29 人	32 人	37 人	33 人	29 人
幼児期の学校教育の利 用希望が強い	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
上記以外	26 人 広域 3 人	28 人 広域 3 人	34 人 広域 3 人	30 人 広域 3 人	26 人 広域 3 人
確保の内容	134 人				
特定教育・保育施設	134 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	105 人	103 人	97 人	101 人	105 人

(3) ①3号認定（0歳、保育園を利用希望）

[区域設定]：地区ごと（旧市町村ごと5地区）

【村上地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	16 人 広域 1 人	15 人 広域 1 人	15 人 広域 1 人	15 人 広域 1 人	14 人 広域 1 人
確保の内容	48 人	48 人	48 人	57 人	57 人
特定教育・保育施設	41 人	41 人	41 人	50 人	50 人
地域型保育事業	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
認可外保育施設	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
過不足	31 人	32 人	32 人	41 人	42 人

※地域型：ゆりかご保育園 3 人、認可外（事業所内保育所）：はまなす病院 2 人、記念病院 2 人

【荒川地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	5 人 広域 1 人	5 人 広域 1 人	4 人 広域 1 人	4 人 広域 1 人	4 人 広域 1 人
確保の内容	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
特定教育・保育施設	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	3 人	3 人	4 人	4 人	4 人

【神林地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	2 人 広域 1 人				
確保の内容	12 人				
特定教育・保育施設	12 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人

【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	6 人 広域 1 人	6 人 広域 1 人	5 人 広域 1 人	5 人 広域 1 人	5 人 広域 1 人
確保の内容	21 人				
特定教育・保育施設	17 人				
地域型保育事業	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	14 人	14 人	15 人	15 人	15 人

※地域型（杏園 4 人）

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	3 人 広域 1 人	2 人 広域 1 人			
確保の内容	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
特定教育・保育施設	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

（3）②3号認定（1・2歳、保育園を利用希望）

[区域設定]：地区ごと（旧市町村ごと 5 地区）

【村上地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	142 人 広域 2 人	133 人 広域 2 人	130 人 広域 2 人	126 人 広域 2 人	123 人 広域 2 人
確保の内容	207 人	227 人	227 人	227 人	227 人
特定教育・保育施設	178 人	198 人	198 人	198 人	198 人
地域型保育事業	19 人				
認可外保育施設	10 人				
過不足	63 人	92 人	95 人	99 人	102 人

※地域型：ゆりかご保育園 12 人、託児所マイマイ 7 人

認可外（事業所内保育所）：はまなす病院 6 人、記念病院 4 人

【荒川地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	59 人 広域 2 人	59 人 広域 2 人	59 人 広域 2 人	58 人 広域 2 人	58 人 広域 2 人
確保の内容	66 人				
特定教育・保育施設	66 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	5 人	5 人	5 人	6 人	6 人

【神林地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	37 人 広域 2 人	36 人 広域 2 人	35 人 広域 2 人	34 人 広域 2 人	33 人 広域 2 人
確保の内容	48 人				
特定教育・保育施設	48 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	9 人	10 人	11 人	12 人	13 人

【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	45 人 広域 2 人	43 人 広域 2 人	41 人 広域 2 人	39 人 広域 2 人	38 人 広域 2 人
確保の内容	76 人				
特定教育・保育施設	67 人				
地域型保育事業	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	29 人	31 人	33 人	35 人	36 人

※地域型（杏園 9 人）

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	19 人 広域 2 人	17 人 広域 2 人	16 人 広域 2 人	15 人 広域 2 人	15 人 広域 2 人
確保の内容	30 人				
特定教育・保育施設	30 人				
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	9 人	11 人	12 人	13 人	13 人

※確保の内容がすべて過大と捉えられるが、施設面積要件から可能となる定員を示したもの。

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※地域型保育事業＝自治体で実施している、19 人以下の小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のこと。

※認可外保育施設＝「特定教育・保育施設」「地域型保育事業」以外の子どもを預かる施設

（４）保育利用率の目標値設定

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされていることから以下に村上市全域の保育利用率を掲げます。

なお保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	349 人	333 人	324 人	315 人	309 人
保育利用率	31.0%	31.0%	31.1%	31.1%	31.3%
推計児童数（0～2歳）・人	1,124 人	1,073 人	1,043 人	1,013 人	987 人

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育園等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受け入れ体制づくりをします。

（１） 認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供すること。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できること。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できること。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つこと。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できること。

（２） 認定こども園の取扱いについて

① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成されます。

② 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育園、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に
応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達状況の違いを踏まえつつ設定します。

【配慮すべき事項の詳細】

① 発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

② 養護に関すること

家庭と協力しながら、一人一人の発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③ 乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人一人の生活のリズムを重視し、発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供します。また、情報提供とともに、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるように努めます。

④ 満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

⑤ 健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等、不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じて安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

⑥ 特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動をともにすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるように努めます

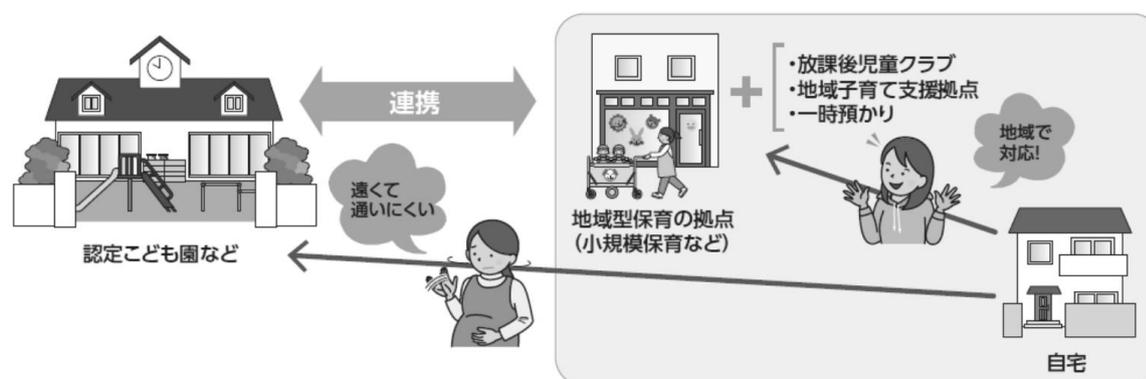
⑦ 子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧ 家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）



4 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

子どもの最善の利益を考慮した保育を実現するために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、保育士の雇用条件の改善（正規保育士の比率拡充）を図り、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

- 職員配置の充実
- 職員の資質向上に向けた研修等の充実

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、保育園・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、学童保育所等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

村上市では、現在ある子育て支援センターにおいて平成27年度から実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（8時間）を超えて、延長保育時間以降（18時以降）の保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：地区ごと（旧市町村ごと5地区）

【村上地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	39人	39人	37人	37人	35人
確保の方策	39人	39人	37人	37人	35人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【荒川地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
確保の方策	1人	1人	1人	1人	1人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【神林地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	19人	19人	18人	18人	19人
確保の方策	19人	19人	18人	18人	19人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【朝日地区】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	10人	10人	9人	9人	9人
確保の方策	10人	10人	9人	9人	9人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
確保の方策	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※保育士等の加配により、延長保育希望者すべてを預かる方策とする。

(3) 放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11 歳）

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：地区ごと（旧市町村ごと 5 地区）

【村上地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み	162 人	150 人	143 人	139 人	143 人
確保の方策	220 人				
【高学年】 量の見込み	39 人	38 人	36 人	34 人	31 人
確保の方策	70 人				

【荒川地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み	45 人	43 人	42 人	47 人	48 人
確保の方策	65 人	70 人	70 人	70 人	70 人
【高学年】 量の見込み	6 人	5 人	6 人	5 人	5 人
確保の方策	15 人	20 人	20 人	20 人	20 人

【神林地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み	23 人	21 人	22 人	23 人	23 人
確保の方策	35 人				
【高学年】 量の見込み	8 人	8 人	8 人	7 人	7 人
確保の方策	10 人				

【朝日地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み	29 人	27 人	27 人	27 人	27 人
確保の方策	30 人				
【高学年】 量の見込み	6 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保の方策	10 人				

【山北地区】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み	14 人	14 人	13 人	13 人	12 人
確保の方策	38 人				
【高学年】 量の見込み	15 人	15 人	13 人	13 人	13 人
確保の方策	37 人				

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

村上市では、実績はありません。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
確保の方策	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

※将来の事業化を目指し、当面これまでどおり保健師及び家庭児童相談員主導の下対応する。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 0歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	336人	329人	321人	311人	303人
確保の方策	336人	329人	321人	311人	303人
※実施体制	保健師 25人				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	69 人	67 人	65 人	63 人	60 人
確保の方策	69 人	67 人	65 人	63 人	60 人
※実施体制	保健師 25 人 相談員 2 人				

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設や保育園、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

村上市では、平成 27 年度から神林子育て支援センターにおいて土曜日の拡充を図り、その後他施設の開設日拡充を検討します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	25,815人/年	25,655人/年	25,496人/年	25,338人/年	25,181人/年
確保の方策	5 か所				

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は0～5歳

[単位] 延べ利用者数(年間)人/年

①幼稚園における在園児対象型

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]: 市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定)	11人/年	11人/年	10人/年	10人/年	10人/年
幼稚園の在園児を対象とした定期的な利用(2号認定)	3,404人/年	3,496人/年	3,358人/年	3,312人/年	3,128人/年

②幼稚園における在園児対象型以外

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]: 幼稚園については、市内全域 保育園等については、地区毎とします

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,607人	1,588人	1,537人	1,491人	1,435人
一時預かり事業(在園児対象型以外)	1,607人	1,588人	1,537人	1,491人	1,435人
子育て援助活動支援事業	40人	45人	50人	55人	60人

※保育士等の加配により、一時預かり希望者すべてを預かる方策とする。

※子育て援助活動支援事業の確保策については、協力会員登録見込み数とする。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	628人/年	620人/年	600人/年	583人/年	564人/年
病児保育事業	480人/年	480人/年	960人/年	960人/年	960人/年
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

※平成 26 年度より、あらかわ保育園にて体調不良児対応型の病児・病後児保育事業を開始している。また、県立坂町病院において病児・病後児保育事業を検討しているため、平成 29 年度以降の確保方策に盛り込む。

(10) 子育て援助活動支援事業

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。未就学児及び就学児対象のファミリー・サポート・センター事業のことです。

[対象年齢] 未就学児及び就学児

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み（未就学児）

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	5人/年	5人/年	4人/年	4人/年	4人/年
確保の方策	40人/年	45人/年	50人/年	55人/年	60人/年

量の見込み（就学児）

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	11人/年	11人/年	10人/年	10人/年	10人/年
確保の方策	40人/年	45人/年	50人/年	55人/年	60人/年

※子育て援助活動支援事業の確保策については、協力会員登録見込み数とする。

(11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業

村上市では、現状に引き続き実施します。

量の見込み

[区域設定]：市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4,704 人	4,606 人	4,494 人	4,354 人	4,242 人
確保の方策	4,704 人	4,606 人	4,494 人	4,354 人	4,242 人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部
又は一部を助成する事業)

世帯の所得の状況等勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

幼稚園と保育園、又は公設と民設において、分け隔てのない形で助成できる事業となるよう、今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

村上市では、福祉課において民間事業者参入の相談・助言を行います。

また、民間の施設において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、本事業を活用することについて、国の動向に併せ検討を進めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、村上市におけるこれらの連携を推進します。

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

村上市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生を予防するほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

(1) 関係機関との連携及び村上市における相談体制の強化

村上市における子ども・子育てに関する相談体制は、「福祉課家庭児童相談員」をはじめ、「保健医療課」「学校教育課」「生涯学習課」の各行政機関のほか、各保育園、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

主な内容

- 要保護児童対策協議会
- 地区要保護児童対策会議
- 家庭児童相談室

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

主な内容

●児童扶養手当制度 ●ひとり親家庭等医療費助成制度 ●母子家庭等自立支援給付金事業
(自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金等事業) ●生活保護受給者等就労自立促進事業

3 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育園等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族による適切な子育てが行えるように家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、

障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

主な内容

●妊婦健康診査 ●妊婦歯科検診 ●こんにちは赤ちゃん事業 ●乳幼児健診 ●幼児歯科検診 ●健康診査や学校における健康診断等の推進 ●巡回相談事業 ●療育（教育）相談事業 ●特別教育支援事業 ●就学援助事業（特別支援学級・特別支援学校） ●特別児童扶養手当制度 ●障害児福祉手当 ●日中一時支援事業

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

（１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

（２）育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

（３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

主な内容

●男性の家事・育児・介護参加に向けた講座の開催 ●男女共同参画推進に向けての事業主、自営業主への普及啓発活動の実施

第 8 章 次世代育成支援行動計画

1 目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、村上市においてこれまで取り組んできた「村上市次世代育成支援行動計画」を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進します。

2 基本理念（子ども・子育て支援事業計画と共通）

村上市においてこれまで取り組んできた「村上市次世代育成支援行動計画」を継承するとともに、切れ目ない子育て支援を実現するために「子ども・子育て支援事業計画」と共通のものとしてします。

基本理念：子育てを みんなで支えるまちづくり

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組みます。

3 対象

○ 次世代育成支援行動計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

0 歳	0 歳	1 歳	1～5 歳	6 歳	6～11 歳	12 歳	12～17 歳	18 歳
	乳児期		幼児期		学童期			
子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法） ※学童期については、学校教育を除く放課後が対象								
次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）								

4 重点的視点（子ども・子育て支援事業計画の基本的な視点と共通）

本計画の施策及び個別事業の実施にあたっては、次の4つを重点的視点として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、市民一人一人や保護者、さらには企業、関係団体や関係機関等と連携を図りながら、これらの視点を踏まえ積極的に取り組みを進めます。

- (1) 子どもの視点
- (2) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (3) 次代の親づくりという視点
- (4) サービス利用者の視点

* 4つの視点の内容説明は、P32の子ども・子育て支援事業計画の基本的な視点の項目を参照ください。

5 基本目標（子ども・子育て支援事業計画の基本目標と共通）

本計画の基本理念の実現に向けて、7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 子どもの安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

* 7つの視点の内容説明は、P33、34の子ども・子育て支援事業計画の基本目標の項目を参照ください。

6 目標実現に向けた施策内容

(1) 地域における子育て支援

【施策展開の基本方針】

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が安心して子育てを行うためには、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスが必要です。

そのため、市民と行政が協働して子育て支援に取り組み、市民の主体的な活動が行われるよう、環境づくりに努めます。

① 地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向】

子どもを生み育てるためには、地域において子育てを支援していく仕組みが必要です。今、子育てに関する全国的な傾向として、少子化や核家族化の進行に伴い、在宅で子育てをしている人の負担感・孤立感が増大している状況です。今後、子育てサービスの更なる展開が必要となっています。

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てに関する支援体制を充実していきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
1	ファミリー・サポート・センター事業	福祉課	子育ての手助けをしてほしい人と、お手伝いをしたい人の相互援助活動を有料で行う会員組織です。 【H25】ファミリー・サポート・センター開設。(H25.7.1～)	継続 (子ども・子育て支援事業計画へ移行)
2	地域子育て支援センター事業	福祉課	支援センターの利用者数は年々増加しており、子育て支援事業としての効果は大きくなっています。今後は、村上市人口減少問題「チャレンジプラン」と並行し、開設日の拡充を図ります。 【H27】神林子育て支援センター土曜日拡充(H27.4.1～)	充実・拡充 (子ども・子育て支援事業計画へ移行)
3	家庭児童相談事業	福祉課	家庭児童相談室は旧村上市にのみ設置され、相談業務を行っていましたが、平成20年度の合併により、業務範囲も拡大されることから、専任職員を1名から2名に増員し、児童を取り巻く家庭の問題やDV等に関する相談業務を行っています。受け付けた相談は短期間に解決するケースは少なく、ほとんどが長期間に渡り継続した関わりが必要となるため、相談件数(累積)の増加と、相談内容が複雑化していることから、相談員の増員と、相談室体制の整備に向けた検討を行います。平成27年度から相談受付時間を現行の午前9時から午後4時までを、午前8時30分から午後5時までに拡充する予定です。	充実・拡充 【平成31年度目標】 家庭児童相談員 3名

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
4	子育て情報配信サービス	福祉課	市内の未就学児のいる世帯を対象として、希望者の子育て支援センターや保育園等の子育てに関する情報を一斉メール配信します。 【H26】子育てメールマガジン「はぐナビ」配信（H26.5.1～）	継続 【平成31年度目標】 配信世帯数 1,000世帯
5	乳児紙おむつ処理支援事業	保健医療課	出生登録のあった新生児と0歳児（転入時1歳未満）が転入したときに、申請によりゴミ袋を交付し生活支援を行っています。	継続 【平成31年度目標】 303世帯

《後期計画から廃止した事業》

●子育てサポーター事業[福祉課]・・・[No.1] ファミリー・サポート・センター事業に統合

② 保育サービスの充実

【施策の方向】

地域における子育て支援の拠点として保育園のあり方を検討し、地域住民と様々な活動を通し、より効果的な各種サービス提供を行うとともに、多様な保育ニーズに合わせた支援体制の整備に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
6	保育園受入児童の拡充	福祉課	通常保育の保育時間では対応できない就労家庭に対して延長保育を実施し、延長保育希望の多い保育園では、児童数に応じてパート保育士を配置し安全に保育できるように配慮しています。 乳児保育の受け入れの月齢については、4か月からの受け入れを12施設、11か月からの受け入れを6施設で行っています。 土曜日の保育については、就労等により家庭保育ができない家庭の児童を保育しています。多様化している保育ニーズを把握しながら、充実・拡充を図ります。	充実・拡充 （子ども・子育て支援事業計画へ移行）
7	土曜保育	福祉課	村上地区、荒川地区の拠点園で行っていた土曜保育を、平成26年度から各地区の拠点園で保育を実施しています。	充実・拡充 【平成31年度目標】 各地区拠点園で実施
8	延長保育事業	福祉課	延長保育については、午前7時30分から午前8時まで、午後4時から午後6時30分まで行っています。（あらかわ保育園は、午前7時から午前8時、午後4時から午後7時まで実施） 延長に伴う有料化などの課題がありますが、今後のニーズを把握しながら検討していきます。	充実・拡充 （子ども・子育て支援事業計画へ移行）

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
9	休日保育事業	福祉課	保護者の勤務形態の変化に伴い、休日保育の実施を検討します。 休日保育の実施に伴う職員体制の整備、民間企業との連携等課題がありますが、今後のニーズを把握しながら検討していきます。【H26 年度指定管理あらかわ保育園で実施】	新規 【平成 31 年度目標】 荒川地区 1 園で実施
10	保育園施設整備事業	福祉課	H26 年度 4 月 1 日より、荒川地区の老朽化した 3 保育園を統合し指定管理あらかわ保育園を新設しました。	充実・拡充 【平成 31 年度目標】 村上地区で上海府保育園と瀬波保育園の統合 朝日地区の保育園の段階的統合
11	一時預かり事業	福祉課	家庭において、就労形態等により保育が一時的に困難となった乳幼児を対象に 6 園で実施しています。	充実・拡充 (子ども・子育て支援事業計画へ移行)

《後期計画から廃止した事業》

●育児情報誌の発行[福祉課]・・・[平成 24 年度] まちづくり協議会事業に移行

③ 子育て支援のネットワークづくり

【施策の方向】

子育てや子育て支援に関して地域住民や各関係機関が連携し、主体的な活動を進めることにより、より効果的な各種のサービス提供を行うことが可能となります。そのため子育て支援のネットワークの確立、多様な子育てニーズに合わせた支援体制の充実に努めます。

出生児全員に配布する子育て応援ファイルに子育て支援に関する情報(保育園、支援センター、手当等)を盛り込み周知を図るとともに、インターネットのホームページを利用した情報提供、メール等での相談受付などを行っていきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
12	保育所体験事業(特別保育事業)	福祉課	未就園児とその保護者を対象に月 1 回程度保育園を開放し、園児との交流、保護者同士の交流の場を提供するとともに、保育士による育児相談等も行うなど、地域住民への子育て支援を行っています。 今後も地域の子育て支援の拠点としての機能を各地区に拡大します。	充実・拡充 【平成 31 年度目標】 各保育園で実施
13	子育て応援ファイルの配布	保健医療課	出生児全員に対して、子育て応援ファイルを配布しています。健診や予防接種に関する資料、各種施設の利用案内、子育てマップ、各種手当の紹介など子育てに関する情報をポケット式の 1 冊にまとめて配布しています。少子化が進み出生数は減少傾向にある中で、効率のよい情報提供として活用されています。今後も内容を検討し、継続していきます。	継続 【平成 31 年度目標】 年度内、全出生児に配布

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
14	ホームページでの紹介	福祉課	保育園の紹介については、市のホームページで各保育園の状況を掲載しており、一時保育や乳児保育など保育園ごとの詳しい情報、問い合わせなどができるような配慮をしています。合併前の村上地区で保育園ごとに行っていた各種行事や保育内容の紹介が、保護者の関心も高く好評だったため、全保育園での情報提供を検討しています。	充実・拡充 【平成31年度目標】 各保育園の状況を掲載 メールマガジンの配信

④ 児童の健全育成

【施策の方向】

各地域の需要や特長を活かし、子ども、親、指導者等を対象とした講座や教室の開催や、市報等でのPRにより多くの方が参加できる体制を図っていきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
15	放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	村上小学校、村上南小学校、瀬波小学校、保内小学校、金屋小学校の子どもを対象とし、支援ボランティアやPTA、地域の方々の協力を得て体験活動等を行っています。また今後、さんぼく南小学校でも同様の事業を行います。 放課後子ども教室事業は、子どもたちにとっては社会性や自主性、規範意識を醸成する場、地域の大人にとっては、学びの成果を生かし、地域の活性化を図る場として、子どもたちへの学習・体験・交流等の活動機会の提供を行っています。 現在、村上地区3カ所、荒川地区2カ所で実施していますが、今後は、支援ボランティアの養成やPTA等の協力を得ながら継続して事業を実施します。平成27年度から山北地区ほかでの実施を予定し、今後教室の拡充を図ります。	充実・拡充 【平成31年度目標】 教室数 7教室
16	放課後児童健全育成事業	福祉課	就業等により、昼間留守家庭となる世帯の児童を保育しています。保育時間、利用料金等の利用基準は全施設で統一されており、「放課後児童クラブの向上のための指針」に基づき1人当たりの面積や指導員の配置を行っています。今後は、村上市保育園等施設整備計画と相まった施設整備を展開し、通所児童の安全確保に努めます。 【H23】 山北やまゆり学童保育所・山北はまゆり学童保育所 指定管理者制度導入 【H25】対象児童の拡大(小学校6年生まで)	継続 (子ども・子育て支援事業計画へ移行)

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
17	児童館業務	福祉課	<p>利用対象者：未就園児とその保護者 開設日時：月～土（午前10時～正午まで） 業務内容：①未就園児とその保護者に遊び場を提供 ②子育てサークルの育成支援 ③子育て相談の実施</p> <p>現状：児童館は午後から開所する学童保育業務前の時間を児童館として開館しているため、専用施設としてのびのび利用できる環境にあります。今後は学童保育業務の指定管理者制度導入に合わせ、児童館業務への導入を進め、さらなるサービスの拡大に努めます。</p>	<p>継続</p> <p>【平成31年度目標】 施設設置数 4施設 （指定管理者制度導入） 年間利用者数 16,000名 （8,000組）</p>
18	学童保育施設整備事業	福祉課	<p>・保内学童保育所を同敷地内に建替えることが決定し、平成27年度に建設工事を行います。</p> <p>・施設の老朽化により統合及び新設を必要とする南町学童保育所となんしょうクラブについて開設場所や事業の実施形態等を含め整備について検討します。</p>	<p>充実・拡充</p> <p>【平成31年度目標】 整備施設数 2施設</p>

⑤ 児童遊園等の整備

【施策の方向】

児童に健全な遊び場を与えるとともに、広く地域住民の利用に供することによって健康の増進と地域の連帯感の醸成に寄与します。

身近に利用できる児童公園を適正な方法で維持管理し、安全に利用できるよう努めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
19	児童遊園地遊具等整備事業	福祉課	<p>児童が安心して遊ぶことができるよう町内（集落）単位で管理する児童遊園地に遊具の新設、増設、入れ替えに要する経費の一定額を補助しています。</p>	<p>継続</p> <p>【平成31年度目標】 整備箇所数 5箇所</p>
20	児童遊園地及びプール設置管理事業	荒川・神林地域振興課	<p>児童に健全な遊びを与えて、交通事故や水難事故を防止するとともに、児童の健康増進を図るため、児童遊園地及び地区プールの施設管理を行っています。今後、市では効果的な施設管理を行うため、指定管理者制度の導入を検討します。</p> <p>【H22】地域活性化・きめ細かな臨時交付金（児童公園等整備事業）により、荒川地区・神林地区児童公園等の遊具の入替工事等を実施。</p> <p>【H23】府屋児童公園 廃止。</p>	<p>継続</p> <p>【平成31年度目標】</p> <p>【荒川】 ・児童公園数 22施設 ・児童プール 3施設</p> <p>【神林】 ・児童公園数（農村公園含）38施設 （全施設指定管理者制度導入による管理）</p>

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

【施策展開の基本方針】

親が安心して子どもを産み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりを促進します。安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進のため、県・医療機関との連携による、小児医療の充実や適切な保健指導により、安心して子育てができるように努めます。

生涯学習・学校・保健・医療等関係機関との連携により、思春期保健の充実や、地域での各種講座の充実により、次代の親づくりに取り組みます。

① 子どもや母親の健康の確保

【施策の方向】

育児不安や子育てにストレスを抱える母親への精神的支援が必要となっています。また、子どもを取り巻く社会環境や生活様式の変化により、生活リズムの夜型への移行や食生活の乱れなどが問題となっています。

妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるように乳幼児健診、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
21	乳幼児健診等の充実	保健医療課 地域振興課	乳幼児健診は、疾病の早期発見や健康の保持増進を目的に実施しています。また、子育て支援の場として、育児不安等にも応じています。 ・4か月児健診及び離乳食指導 ・7か月児健診(委託) ・10か月児相談 ・1歳6か月児健診 ・2歳児健診 ・3歳児健診 ・2歳6か月児歯科健診 ・3歳6ヶ月児歯科健診(委託)	継続 【平成31年度目標】 村上・朝日・山北地区の3地区合同実施(4ヶ月・1歳6ヶ月児・3歳) 荒川・神林地区合同実施
22	乳幼児訪問	保健医療課 地域振興課	発育発達状況や育児環境等訪問指導が必要と思われる対象に訪問しています。状況により関係諸機関の人たちとの訪問も実施しています (No.25のこんにちは赤ちゃん事業の訪問を除く)	継続 【平成31年度目標】 年間訪問述べ件数 600件
23	妊婦健康診査	保健医療課 地域振興課	安心して妊娠出産を迎えることができるように、14枚の妊娠健康診査受診票を交付することで、妊婦が定期的に行う健診費用を助成しています。	継続 (子ども・子育て支援事業計画へ移行)
24	こんにちは赤ちゃん事業	保健医療課 地域振興課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげています。	継続 (子ども・子育て支援事業計画へ移行)

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
25	パパママ応援教室（両親学級）	保健医療課 地域振興課	調理実習やお世話体験等通じて、夫婦で協力しながら育児できるように、情報提供や交流を行っています。	継続 【平成31年度目標】 年間8回実施
26	子育て支援事業（子育て支援センターでの育児相談）	保健医療課	保健師が主体となって子育て支援センターを利用する保護者や育児者に対し、子育て相談を実施しています。 ①すくすく相談（村上地区）②にこにこキッズ保健師相談会（荒川地区）③支援センター相談会（神林地区）④なかよし広場（朝日地区）⑤わんぱく教室（山北地区）	継続 （子ども・子育て支援事業計画へ移行）

《後期計画から廃止した事業》

- 子育て支援事業（わんぱく教室）[山北支所地域振興課]・・・〔No.25〕子育て支援事業に統合
- 育児学級[神林・朝日支所地域振興課]・・・〔平成26年度〕廃止

② 「食育」の推進

【施策の方向】

近年、生活習慣の乱れが子どもたちの心と体の成長に、悪影響を与えていることが懸念されています。生活リズムや食生活の乱れから、「朝食の欠食」や「肥満やせの増加」、「ひとり食べ」等の問題を抱えている子どもが増加傾向にあります。年代別に食に関わる体験と調理と食事会などを実施しています。食べることは生きること、「生きる力」を育む食育について、子どもを取り巻く環境を視野にいれながら、家庭・保育園・学校・地域が連携を図りながら食育事業を実践していくことが必要となっています。

食は命の源であり、健全な食生活により私たちの健康は維持されることから、「食」について見直し直すことがとても重要になってきます。市の地域特性などを活かした食育を推進するため、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域、企業など、様々な領域において総合的に「食育」を進め、子どもだけでなく、乳幼児期から高齢期まですべての世代において食事に対する知識の習得と実践を促進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
27	保育園児（3歳から5歳児）肥満体格調査	保健医療課 地域振興課	全保育園で1年に1回、体重・身長測定を実施しています。園だより等を通じて、健康管理や食育活動の推進を行っています。	継続 【平成31年度目標】 年1回調査実施
28	子育て支援事業（子育て広場）	保健医療課 地域振興課	子育て支援センターにおいて、離乳食や幼児食についての栄養相談を実施しています。 ①赤ちゃん広場（朝日地区） ②赤ちゃん広場・もぐもぐ相談（村上地区） ③にこにこキッズ離乳食相談（荒川地区） ④赤ちゃん広場離乳食相談（神林地区） ⑤わんぱく教室（山北地区）	継続 【平成31年度目標】 ①12回 ②6回 ③6回 ④6回 ⑤12回

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
29	離乳食指導 (離乳食赤ちゃん教室)	保健医療課	6～8ヶ月児を対象にして、全地区を対象に調理実習や試食を含めた離乳食指導を実施しています。	継続 【平成31年度目標】 年4回実施
30	栄養相談	保健医療課 地域振興課	乳幼児健診で、偏食や小食など、栄養に関する心配事に応じながら、乳幼児の適切な食事について、随時家庭訪問等の栄養指導を行っています。	継続 【平成31年度目標】 市全体で2箇所での乳幼児健診を実施予定であり、その際に毎回栄養指導を実施する。
31	親子の料理教室	保健医療課 地域振興課	食生活改善推進委員等と協働で、各地区の親子を対象に、親子料理教室を実施し、郷土料理やバランス食の普及等食育の推進を行っています。	継続 【平成31年度目標】 年1回以上
32	生活習慣病予防のための食育お楽しみ会(保育園)(5保育園の内1箇所)	朝日地域振興課	朝日地区では、幼児期からの良い食習慣形成のため、保育園で地元の野菜等を中心とした給食づくり、給食の食材にふれてみたり、親子で試食会を通して、食育指導を行っています。指導者、食推を確保し、園長、主任を中心に企画、実施、評価を考え、保育計画の中に食育を盛り込んでいます。(ただし園内の喫食は給食のみとしています。)	継続 【平成31年度目標】 年1回実施
33	食育の推進(保育園)	福祉課 地域振興課	食育に関しては各地区、各保育園において食育計画に基づき、年齢に応じた内容で様々な取り組みを行っています。全地区で実施しているのが給食における地元産物、郷土料理の積極的な活用、毎月19日の「食育の日」の設定です。畑づくりや調理体験など各園において実施しています。今後は市で策定する食育計画にあわせ、さらに効果的な内容として各種機関とも連携して進めていきます。	継続 【平成31年度目標】 地元産米の支援調理体験保育試食会の開催
34	食育指導(学校の授業において実施)	学校教育課	生活習慣の基本である食生活の習慣をきちんと身に付けるための学習の機会を提供しています。	継続 【平成31年度目標】 特別活動・家庭科の授業等において実施
35	子育て支援センター食育事業	福祉課 地域振興課	各地区の子育て支援センターで、調理実習(野菜を多くとる食事・簡単にできる離乳食・手作りおやつなど)等を行い、子育て中の保護者へ食育を推進しています。	継続 【平成31年度目標】 各地区年1回

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
36	健康食普及事業	保健医療課 地域振興課	食生活改善推進委員が中心となり、地域全体を対象として健康食を普及させることを目的とし、若い世代から高齢者の方まで食育に関心を持ってもらい、家族単位で健康的な食生活が推進できるように健康食普及を推進しています。 また、地域文化祭事業では地域公民館と共催事業として健康食普及を推進しています。 ①調理伝達講習 ②地域文化祭事業	継続 【平成31年度目標】 ①年100回 ②年9回
37	食推健康づくり委託事業（みそ、文化祭）	朝日地域振興課	朝日地区では、食生活改善推進委員が中心になり、みそづくり、文化祭食育コーナーの設定など、児童、保護者へ食の大切さを発信しています。	継続 【平成31年度目標】 年1回実施
38	食育推進会議	保健医療課	「村上食育推進計画」を推進するため、会議を開催し、行政・地域・学校等の食育事業関係者の連携体制の確立を図ります。	継続 【平成31年度目標】 年1回実施
39	食生活改善推進委員研修	保健医療課 地域振興課	地域で活躍する会員研修の充実を図るため、食育に関する知識の習得や食生活改善に関する内容の研修を行い、会員意識の向上に繋げ、地域への健康食普及推進に繋げています。 ①市全体研修 ②支所研修	継続 【平成31年度目標】 ①1回開催 ②9回開催

《後期計画から廃止した事業》

- 食育ランチ[神林・朝日支所地域振興課]・・・〔平成25年度〕廃止
- 外国人ママ料理教室[山北支所地域振興課]・・・〔平成27年度〕廃止
- 保育園試食会[山北支所地域振興課]・・・〔No.34〕食育の推進に統合
- 食育講演会[山北支所地域振興課]・・・〔平成27年度〕廃止
- 小学生料理教室[自治振興課]・・・〔平成24年度〕まちづくり協議会事業へ移行
- 中学生ヘルスサポーター事業[保健医療課等]・・・〔平成27年度〕廃止

③ 思春期保健対策の充実

【施策の方向】

思春期の子どもたちの持つ悩みを周囲の大人が理解し、心の悩みや性の問題が気軽に相談できるようにしていきます。

性感染症予防に関する正しい知識の普及を図り、性や心の問題に係る相談体制の充実を図っていきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
40	生と性を考える講演会	保健医療課 地域振興課	保健医療課が主体的に市内中学校や高校などで性教育講演会を開催してきましたが、現在はそれぞれで実施できるようになったため市は特に関与していません。今後も学校独自の内容で実施していけると考えますので、市が実施する講演会は必要時の開催とし目標は掲げません。	継続 【平成31年度目標】 必要な都度開催

④ 小児医療の充実

【施策の方向】

小児科医師が不足しており、夜間、休日の小児科の医療体制が不十分である中、地域医療をどのように構築するのが課題となっています。

休日診療所の体制を医師会の協力を得て維持します。また、医療体制について県、医療機関、近隣の市町村との連携を進めていきます。

保護者の医療機関へのかかりかたについて、パンフレットなどで普及・啓発していきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
41	村上市急患診療所の開設	保健医療課	医師会の協力を得て、休日・平日夜間に村上市急患診療所を開設しています。	継続 【平成31年度目標】 年間患者数2,500人
42	輪番制病院体制の「実施」	保健医療課	医師会、病院の協力の下、現状を維持しています。	継続 【平成31年度目標】 12,000千円
43	子ども医療費助成事業	福祉課	子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成しています。平成27年9月からは、通院・入院共に全子、18歳到達年度の3月31日まで助成期間を拡充し、更なる保護者の経済的負担軽減に努めます。 【H22】H22.9.1～市単独事業として通院にかかる費用を小学校卒業まで助成期間を拡大。対象者(4/1) 3,894名⇒(9/1) 5,110名 【H24】H24.9.1～県単事業として通院・入院にかかる費用を3人以上の子を持つ保護者は中学校卒業までに拡大。 【H25】H25.9.1～市単独事業として通院・入院にかかる費用を中学校卒業まで助成期間を拡大。	充実・拡充 【平成31年度目標】 助成対象期間〔入院・通院〕 全子、高校卒業まで助成期間を延長

《後期計画から廃止した事業》

●乳児医療費助成事業[福祉課]・・・〔No.44〕子ども医療費助成事業に統合

⑤ 特定不妊治療費助成事業

【施策の方向】

不妊に悩む人の多くは直接医療機関へ相談している状況となっています。また、新潟県で実施している不妊治療費助成制度の周知を行ってきました。そのため、本市として新たに不妊検査・不妊治療を受けている人の経済的な負担の軽減を図ります。また、医療機関や広報等を通じ助成制度の周知に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
44	特定不妊治療費助成事業	保健医療課	不妊に悩む夫婦を対象として、保険適用外の治療にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。	継続 【平成31年度目標】 助成対象者見込 数 25人

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【施策展開の基本方針】

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等、地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上していきます。

① 次代の親の育成

【施策の方向】

核家族化等を背景に、祖父母から学ぶなどといった生活体験や自然体験などが減少してきています。

次代の親を育成するためには、青少年に対して様々な交流体験や乳幼児とふれあう機会を提供するとともに、保護者に対しても家庭教育や子育ての大切さについて学習の機会を提供していきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
45	子どもを生み育てることの意義に関する教育など	学校教育課	心身の発達等について理解を深め、生命尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視する学習を行います。外部指導者も活用しながら、学校の授業において実施します。	継続 【平成31年度目標】 家庭科・保健の授業において実施

② 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【施策の方向】

各地区の青少年育成関係団体の状況を調査し、育成活動に各地域に何が必要なのかを検討して市の取るべき施策及び事業計画を策定します。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
46	子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実	学校教育課	指導主事が学校訪問を年2回以上行い、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導がなされるよう各学校を指導します。	継続 【平成31年度目標】 指導主事学校訪問 年2回以上
47	外部指導者などを招いての学校教育の活性化	学校教育課	各学校が、創造性に富んだ活力ある学校づくりを進めるため、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間において地域の人材を活用した取組を推進します。	継続 【平成31年度目標】 総合的な学習の時間等の授業において実施

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
48	外国語指導助手招致事業	学校教育課	海外の青年を招致し、学校における外国語教育の充実や国際交流の進展を図ります。また、小学校の外国語活動を支援できる体制づくりも進めます。	充実・拡充 【平成31年度目標】 ALT 9名配置
49	教育補助員・学習支援員配置による学力向上事業	学校教育課	教育補助員・学習支援員の配置により、T・T形式や少人数学習で児童生徒のより確かな学力の定着を図ります。	充実・拡充 【平成31年度目標】 小学校配置人数 0.9人/校 中学校配置人数 1.9人/校
50	情報教育の推進	学校教育課	学校の授業において、情報モラルを確実に身に付けさせ、コンピュータや情報通信ネットワークを活用した情報活用能力を育成する支援体制づくりを推進します。	充実・拡充 【平成31年度目標】 コンピュータ 1台あたりの児童生徒数 3.6人
51	奨学金貸与事業	学校教育課	自分の人生をたくましく切り拓いていくことのできる人材を育成するため、奨学金制度の整備を進めます。	継続 【平成31年度目標】 大学生等 60名奨学金貸与
52	道徳教育の充実	学校教育課	子どもたちの豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。道徳の時間を核とし、学校教育全体での取組を推進します。	継続 【平成31年度目標】 道徳及び特別活動等の授業において実施
53	学校支援地域本部事業を活用した地域との連携	学校教育課	地域の子どもたちを地域で育てる体制づくりや学校と地域との連携事業を実施しています。また、学校と共に各種研修を実施することで、学校への積極的なボランティア活動参加のための調整役（コーディネーター）の育成を図っています。	継続 【平成31年度目標】 実施報告会 年1回 研修会の開催 年2回
54	専門家による相談体制の強化	学校教育課	不登校や非行の未然防止に適切な対応を行うため、適応指導教室を設置し指導員による相談・指導体制の充実を図ります。また、関係の機関と密接な連携を図り、必要な支援を行います。	継続 【平成31年度目標】 適応指導教室設置数 5室 相談員 13名
55	学校におけるスポーツ環境の充実	学校教育課	県の補助事業等を活用しながら、外部指導者による専門的な指導を受けられる体制づくりを推進します。	継続 【平成31年度目標】 外部指導者による指導を行った学校 10校
56	学校施設の整備	学校教育課	子どもたちが安全で快適な学校生活を送ることできるように、学校の施設設備の整備、校舎の耐震補強を計画的に進めていきます。	充実・拡充 【平成31年度目標】 耐震化率の向上 100%

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
57	児童生徒の安全管理	学校教育課	安全な登下校が行われるよう、通年のスクールバスの運行や路線バスへの定期券補助事業、冬期スクールバスの運行の充実を図ります。スクールガードリーダーを中核とした見守りボランティア体制の充実も図ります。 また、警察などの関係機関と連携を図りながら、発達段階に応じた安全教育の推進に努めます。	充実・拡充 【平成31年度目標】 冬季スクールバスの開始時期 11月 スクールガードリーダー 4名配置
58	幼稚園と小学校との連携	学校教育課	幼稚園から小学校への円滑な接続ができるように保育園も含めた中で、小学校から運動会の案内や新1年生の1日入学体験等を実施して連携を推進します。また、就学時健診や保護者説明会開催時に保護者に対して、入学前に身に付けさせてほしいことなどについて説明をして円滑な接続を図ります。 今後も保育園を含めた幼稚園と小学校との連携を推進します。	継続 【平成31年度目標】 全小学校実施
59	幼児教育の振興	学校教育課	幼稚園教育の充実と保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費の支給を継続して実施します。	継続 (子ども・子育て支援事業計画へ移行)
60	キャリア・スタート・ウィーク事業	学校教育課	キャリア教育の中心的活動として、中学校において職場体験を行うことにより、子どもたちの勤労観、職業観を育てています。市内中学校では第2学年時に実施しています。	継続 【平成31年度目標】 受入可能事業所数 150事業所

③ 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向】

近年、「家庭の教育力」の低下が問題視されています。親子のふれあいや親たちを支える家庭教育支援者の育成を図り、地域と連携しながら家庭教育の向上を図ります。

子どもの体力低下が問題となっている中、市ではスポーツ活動や遊びを通した子ども（親子）の体力づくり事業を、体育指導委員や競技団体、総合型地域スポーツクラブと連携して実施しています。しかし、スポーツ活動や運動への参加状況が二極化し、運動の機会が減少する子どもが増加しています。

今後は、スポーツ活動を行っていない子どもたちを実施に導くための動機付けとなる魅力あるメニューの開発や推進体制の整備、情報提供の充実を図りながら、子どもの運動機会の増加を図りながら健康・体力づくりを推進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
61	小中学校家庭教育支援事業 (旧家庭教育学級)	生涯学習課	家庭教育支援の充実を図るため、PTA、関係機関等との連携により、子育てや家庭の教育力を高める学習機会の提供を行っています。 平成23年度より「村上市小中学校家庭教育支援事業」として家庭での教育力向上を目的に、小中学校などで保護者が多く集まる機会を利用して実施する講演会等の講師料の支援を行っています。	継続 【平成31年度目標】 事業の活用にかかわらず市内すべての小中学校で家庭教育学級等の実施
62	学校だより、学年だよりや学級だよりの活用	学校教育課	子どもの活動の様子や行事計画ばかりでなく、家庭や地域の教育力を向上する内容等、各学校工夫した取り組みを行っています。 今後も、各学校随時発行していきます。	継続 【平成31年度目標】 全小中学校実施
63	学校支援地域本部事業を活用した地域との連携	学校教育課	地域の子どもたちは地域で育てる「郷育会議」の体制の下、学校支援地域本部事業を活用した学校と地域との連携体制の確立を図ります。 また、地域の人材や素材を活用し、郷土愛を育む取組を進めます。	継続 【平成31年度目標】 実施報告会 年1回 1中学校区2取組以上
64	世代間交流の推進	学校教育課	総合的な学習の時間や特別活動での祖父母参観・職場体験学習等世代間交流を行う事業を実施します。 今後も、総合の学習の時間や特別活動で実施していきます。	継続 【平成31年度目標】 全小中学校実施
65	子ども映画会	荒川教育事務所	子どもたちの居場所づくりと、情操教育を目的に優良映画の上映会を開催しています。 【状況】地区事業として実施しています。	継続 【平成31年度目標】 参加者数150名 年5回
66	ブックスタート	生涯学習課	赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけ作りとして、乳児健診の際に絵本を手渡しています。	継続 【平成31年度目標】 全地区で実施
67	ジュニア英会話教室	山北教育事務所	英会話を学ぶことを通して、外国の文化や考え方の違いに触れる機会を提供します。 【状況】地区単独事業のため現行の目標に向けて実施しています。	継続 【平成31年度目標】 参加者数40名
68	青少年自然体験活動 (わんぱく自然塾など)	生涯学習課	豊かな感性を育み、創造力を身につけることができるよう、自然の中で様々な体験活動の機会を提供しています。	継続 【平成31年度目標】 年5回 延べ150人
69	スポーツ少年団活動	生涯学習課 (スポーツ推進室)	山北地区では、剣道、柔道、卓球、バドミントン、ミニバスケットボール、野球の6少年団により活動を実施しています。加入状況については、減少が続いています。 平成21年度以降、幼児、中学生も受け入れており、現在幼児が3人、中学生が27人加入しています。	継続 【平成31年度目標】 団員数50名

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
70	スポーツ少年団事業	生涯学習課 (スポーツ推進室)	朝日地区では、各種スポーツ活動を通して、子どもたちの健全育成を図るため、スポーツ少年団活動を推進しており、団体の活動実績も向上しています。しかし、少子化による児童数の減少や少年スポーツの二極化により、年々団員数が減少しています。今後は、発育発達に応じた指導が行える環境を整えるとともに、遊びを通して子どもの体力づくりが図られるよう、総合型スポーツクラブ等と連携して事業を行い、子どものスポーツ実施率の向上に努めます。	継続 【平成31年度目標】 団員数 130名
71	総合型スポーツクラブの振興	生涯学習課 (スポーツ推進室)	神林地区では、子どもたちの多様なニーズに応えるため、総合型スポーツクラブやスポーツ指導者の育成など、推進体制を整えながら小・中学生を対象とした各種事業を実施してきました。今後は、市内総合型スポーツクラブとの連携を強化し、効果的なスポーツ事業が実施できる環境を整備し、子どもたちの健康・体力づくりを推進していきます。 【状況】総合型スポーツクラブ、荒川地区「サンスマイルあらかわ」、神林地区「希楽々」、村上地区「ウエルネスむらかみ」、朝日地区「愛ランドあさひ」、山北地区「さんぼくスポーツ協会」との連携により、事業の推進を図ります。	充実・拡充 【平成31年度目標】 会員数 850名
72	青少年スポーツ団体の育成事業	生涯学習課 (スポーツ推進室)	各種スポーツ活動を通して、子どもたちの健全育成を図るため、市内のスポーツ少年団活動を推進しており、団体の活動実績も向上しています。しかし、少子化による児童数の減少や少年スポーツの二極化により、年々団員数が減少しています。これからも、青少年がスポーツ活動を実施しやすい環境づくりを行うとともに、「遊びを通じた子どもの体力づくり」や総合型スポーツクラブと連携して、多種目型スポーツクラブを育成しながらスポーツ実施率の向上に努めます。	継続 【平成31年度目標】 団員数 700名
73	子どもの体力向上事業	生涯学習課 (スポーツ推進室)	スポーツ推進委員や総合型スポーツクラブによる遊びや野外活動、文化活動、体験活動など、子どもたちのライフスタイルや体力、興味、目的に対応した事業を開催し、子どもたちが身体を動かすことの喜びを体験させながら、体力づくりと仲間づくりを図っています。	継続 【平成31年度目標】 延べ参加者数 5,000名
74	読み聞かせボランティア養成講座	生涯学習課	外部講師を招き、読み聞かせボランティアの養成や技術向上を目的に講座を開催しています。	継続 【平成31年度目標】 参加者数 20名 4回

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
75	子育て支援センター派遣事業	荒川教育事務所	絵本の読み聞かせボランティアを金屋子育て支援センターに派遣し、絵本の読み聞かせ活動の充実を図っています。 対象：乳幼児及び保護者 会場：金屋子育て支援センター 【状況】地区単独事業のため現行の目標に向けて実施。 【H24】現行のまま継続。	継続 【平成31年度目標】 年12回実施
76	絵本の読み聞かせ	荒川教育事務所	絵本の読み聞かせを通して、乳幼児の想像力や空想力を育て、感動と喜びを親子で体験しています。 対象：乳幼児、小学生及び保護者 会場：公民館 期日：毎月第4日曜日（8月を除く） 【状況】地区単独事業のため現行の目標に向けて実施。	継続 【平成31年度目標】 参加者数200名 年11回開催
77	子ども会育成会指導者研修会	山北教育事務所	子ども会活動や事業の充実を図るため、子ども会育成会の役員等を対象に研修を実施します。 【状況】会議開催から関係団体に資料配布で対応。	継続 【平成31年度目標】 参加10団体
78	親育ち講座（旧にこにこ親子の体験講座）	生涯学習課	料理、お菓子作り、リトミック、読み聞かせ、手遊び等を通じて親子のスキンシップのとりかたや、仲間づくりを行います。 親子分離学習をすることで参加者にリフレッシュしてもらい、育ちあいの場と学習機会を提供しています。	継続 【平成31年度目標】 家庭教育に関する講座実施年間5回
79	地域子ども会活性化推進事業	山北教育事務所	地域の子ども会活動の活性化を図るため、子ども育成会と連携し体験活動の充実を図っています。	継続 【平成31年度目標】 参加者20名
80	親子ふれあい教室	生涯学習課（スポーツ推進室）	山北地区では、幼児（4～5歳小学校入学前）を対象として親子ふれあい教室を実施しています。例年6～7月と9～10月に実施しています。	継続 【平成31年度目標】 年9回実施 参加者数70名
81	子ども広場体験活動「あそびの森」	生涯学習課（スポーツ推進室）	小学生を対象に自然や地域の特色を活かした体験活動事業を実施しています。府屋地区（山北総合体育館）が拠点となるため勝木地区など送迎の必要な地域の子どもの参加が少ない状況です。	継続 【平成31年度目標】 年4回実施 参加者数40名
82	親子ふれあいスポーツ事業	生涯学習課（スポーツ推進室）	スポーツ活動を通して、親子のふれあいと体力づくりを図っています。近年、少子化や親のスポーツ離れなどにより、参加者が減少していますが、これからも、総合型スポーツクラブ等と連携して、事業の充実を図っていきます。	継続 【平成31年度目標】 延べ参加者数1,000名

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
83	老若男女の地域住民における主体的な子育て支援活動及び交流の促進	福祉課	地域住民とともに交流会、畑づくり、伝統行事、茶会、夏祭り、調理体験など様々な活動を通して交流を深め、主体的な子育て支援の場を提供することにより、ともに楽しみながら思いやりの心、子育てへの関心を深めるなどの効果が現れています。統合により園児数の増えた保育園については行事の規模も多くなり、運営においては安全面での配慮が必要と思われます。	継続 【平成31年度目標】 各園で実施

《後期計画から廃止した事業》

- 子ども力すてっぴあっぴ教室[生涯学習課]・・・〔No.80〕 親育ち講座に統合
- 子育て学習講座[生涯学習課]・・・〔No.62〕 小中学校家庭教育支援事業に統合
- 親育ちセミナー[村上教育事務所]・・・〔No.80〕 親育ち講座に統合
- 夏休み親子料理教室[村上教育事務所]・・・〔平成23年度〕 廃止
- 子ども星座教室[荒川教育事務所]・・・〔平成25年度〕 廃止
- あらかわ子ども会[荒川教育事務所]・・・〔平成25年度〕 廃止
- 読み聞かせ活動の推進[神林教育事務所]・・・〔平成23年度〕 自主活動へ移行
- 伝統文化こども茶道教室[生涯学習課]・・・〔平成23年度〕 自主活動へ移行
- 健やか体づくり委員会[福祉課]・・・〔平成22年度〕 廃止
- 親子体力づくり事業[生涯学習課]・・・〔平成27年度〕 廃止
- 中高生を対象とした講座[村上教育事務所]・・・〔平成23年度〕 廃止
- 父親と子どもを対象とした講座[村上教育事務所]・・・〔No.70〕 青少年自然体験活動等に統合

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【施策の方向】

「地域の子どもは地域で守る」を目的に、それぞれの団体が主体となり各地区の活動支援及び青少年健全育成事業を推進していきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
84	有害環境調査（全地区対象）	生涯学習課 （青少年健全育成センター）	青少年を取り巻く社会環境を把握するため環境実態調査を実施し、有害図書の自動販売機、有害広告物の撤去活動等を関係機関と連携し実施しています。 全国強化月間中に、販売制限図書の販売状況やタバコ販売状況の点検、各種自動販売機や遊戯施設等の調査を行い、非行が誘発されないよう関係機関と連携を図り適正な営業を管理責任者に呼び掛けています。 【状況】県の依頼により「社会環境浄化調査」を村上地区は育成委員、各地区は行政と村上市青少年健全育成市民会議構成団体が協力して実施。	継続 【平成31年度目標】 年1回7月実施

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
85	育成たより発行	生涯学習課 (青少年健全育成センター)	青少年問題に関する情報提供を目的に、育成センターたよりを発行しています。 青少年健全育成センター活動及び各種調査結果、育成委員の活動を紹介します。 配布先：各種団体等 【状況】平成23年度から「育成センターたより」に名称を変更し、関係機関及び各世帯回覧として発行・配布しています。	継続 【平成31年度目標】 年2回発行(7月、2月)
86	青少年指導活動	生涯学習課 (青少年健全育成センター)	青少年の問題行動の早期発見や未然防止を図るため、巡回指導を行っています。 青少年が不健全な行動に走らないように遊戯施設や大型店等が多い地域を中心として、定期的に街頭巡回を実施しています。 【状況】平成23年度より新規育成委員により、定期巡回(子どもたちが問題行動を起こしやすい箇所を日中に巡回)と地区巡回を実施。また、祭り等の巡回については、村上警察署や各地区市民会議等と協力して実施しています。	継続 【平成31年度目標】 年10班×月1回×9回実施

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

【施策展開の基本方針】

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる都市空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

① 良好な居住環境の確保

【施策の方向】

少子高齢化が進み、人口が減少する現状において、新しい都市づくりに向け地域の特性を活かし計画的で効率的な土地利用、市街地の空洞化に対応したコンパクトな市街地の形成、良好な住環境の整備、定住促進に対応する施策を推進していきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
87	良好な住環境の形成	都市整備課	“災害に強い住宅づくりに向け、耐震性が低いとされる昭和56年以前に建築された住宅に対する耐震性の強化を啓発し、建物の耐震診断・耐震改修を促進します。 【H24】耐震診断助成制度のPRをさらに進め、耐震診断助成20件、耐震改修助成2件を予定する。”	継続 【平成31年度目標】 耐震診断・耐震改修助成申請件数10件

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
88	シックハウス対策(室内空気環境の安全を確保)	都市整備課	“住宅の確認申請時に居住部を有する建築物の建築材料や換気設備義務の指導を促しており、今後も継続していきます。 〈H24〉確認申請 160 件”	継続 【平成 31 年度目標】 住宅の確認申請 150 件

② 安全な道路交通環境の整備

【施策の方向】

子どもたちが安全に生活できるように、カーブミラーを設置するとともに、学校や地域等を通じて道路実態を把握して、必要に応じて関係機関に交通安全施設、交通規制等の要望をします。また、地域の要望を聞きながら通学路等における防犯灯の整備を行います。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
89	除雪対策(歩道除雪)	都市整備課	通学路における児童の安全確保のため継続して歩道除雪を実施しています。歩道のない通学路については道路幅員の確保に努め除雪を実施していくことが必要です。 〈H24〉L=167.1 km	継続 【平成 31 年度目標】 歩道除雪延長 L=192.1 km
90	歩道新設	都市整備課	幹線道路では、歩道の整備が進んでいますが、市街地等の生活道路では、歩道の整備が進んでいない状況にあります。そのため学校周辺や観光地など歩行者が多く利用する道路を優先的に整備することが必要です。 〈H24〉2 路線	継続 【平成 31 年度目標】 9 路線 (完了 9 路線)
91	防犯灯の整備	市民課	地域からの要望を受けて、子どもたちの安全確保や非行防止のための防犯灯の設置及び設置費の補助を行っています。	継続 【平成 31 年度目標】 整備箇所 45 箇所
92	カーブミラーの設置	市民課	地域からの要望を受けて交通事故防止のためにカーブミラーを設置しています。現在約 2,000 箇所にカーブミラーが設置してありますが、老朽化しているものもあるため、状況を見ながら修繕を行っています。	継続 【平成 31 年度目標】 整備箇所 10 基 修理箇所 20 基

- 雪道計画(パイロット事業)[都市整備課]・・・[No.91] 除雪対策(歩道除雪)に統合
- 除雪対策[都市整備課]・・・[No.91] 除雪対策(歩道除雪)に統合
- 交通安全施設の整備[都市整備課]・・・[No.92] 歩道新設に統合
- バリアフリーまちづくり 道路交通環境整備[都市整備課]・・・[No.92] 歩道新設に統合

③ 安心して外出できる環境の整備

【施策の方向】

子どもが安心して外出でき、屋外において活発にのびのびと育っていけるよう、公的建築物や公園等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
93	公共施設等のバリアフリー化推進	都市整備課	事前協議での条例適合の指導を行っています。 課題：大規模な集客施設ではほとんどが条例に適合していますが、その他の施設では、条例上「努力義務」であるため、建設費用等の関係から、設置者の意向が強く反映されています。また、規制ができないために、改善等の指導が難しく適合率も低くなっています。 【H24】引続き、事前協議において指導を行っていく。	継続 【平成31年度目標】 福祉のまちづくり条例 協議件数 10件 適合件数 7件

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

【施策展開の基本方針】

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。さらに、国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

① 男女共同参画社会の実現

【施策の方向】

女性と男性が対等なパートナーとしてお互いを尊敬しあいながら、子育てに参加し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を創ることや、様々な分野における多くの性別的違いの課題に取り組みます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
94	男女共同参画社会の実現	政策推進課	従来からの固定的性別役割分担意識の解消や、女性の社会参画のため、「村上市平等社会推進計画（仮称）」を策定し、男女共同参画社会の促進に関する施策を推進します。 【H23】村上市男女共同参画計画策定委員会を開催。策定に着手。	継続 【平成31年度目標】 第2次総合計画の策定と事業実施

② 仕事と子育ての両立の推進

【施策の方向】

仕事と子育ての両立支援のための体制整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの設置を目指します。また、就労支援制度の普及・啓発に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
95	仕事と子育ての両立支援制度の広報	商工観光課	ニーズ調査における「保護者にとって子どもを育てながら働くためにはどんなことが必要ですか」との質問で、最も多い回答となったのが「勤務時間の短縮やフレックスタイムの導入、育児休業、看護休業など子育てに配慮した労働条件・制度であり、それが実際に活用できる職場環境」となっています。これに対応する支援制度では、厚生労働省の両立支援等助成金などがありますので、商工観光課で作成・配布している「企業ニュース@村上市」や企業訪問などを通して、雇用者に対する周知と協力依頼に努めます。	継続 【平成31年度目標】 年1回実施
96	求人情報の提供（ハローワークと連携）	商工観光課	雇用の確保、就労率の向上、市内企業の人材確保のため、ハローワークで毎週作成している「求人情報」を市内各所に配置しています。 ハローワークと連携し、求人情報等の提供を行います。 ハローワークと連携し、将来を担う若者が意欲を持って就業し、経済的に自立できるように支援を行います。	継続 【平成31年度目標】 週1回実施
97	企業訪問	商工観光課	ニーズ調査の「母親が就労していない理由」では、「働きながら子育てできる適当な仕事がないから」「自分の知識、能力にあう仕事がないから」が小学生児童、就学前児童の親ともに約半数にのぼっています。企業への依頼や情報提供のみならず、企業側の経営状況、雇用状況等の情報収集も兼ねて企業訪問を実施し、子育てを維持するのに不可欠な多様な職場の確保に努力する必要があります。	継続 【平成31年度目標】 年間訪問事業所数 60社
98	職業能力開発のため村上高等職業訓練校への補助	商工観光課	職業能力の向上は、労働者にとって大変重要なメリットとなります。今後も村上高等職業訓練校への補助を継続し、建築、木工、左官、塗装、村上木彫堆朱、旅館関係等に従事する労働者の技術水準の向上と作業意欲の向上を図ります。	継続 【平成31年度目標】 補助対象人数 60名

③ 仕事と生活の調和の実現

【施策の方向】

各企業において仕事と生活の調和を責任と権限を持って取り組むためには、取り組みを推進しあう環境整備が必要です。

そのため、支援制度などの周知を図るとともに、積極的に情報を発信していきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
99	仕事と生活の調和実現に向けた情報提供・周知	商工観光課 福祉課	仕事と生活の調和について相談・助言を行う専門職等の養成が必要となっています。企業が仕事と生活の調和のための取り組みを進めるためには、管理職や従業員の意識改革の方法などについて専門家等のアドバイスを受けることが有効です。そのため、社会保険労務士等の活用を含め国、県、関係機関等との連携を図りながら推進していきます。また情報提供や企業間の情報交換ができるよう周知に努めます。	継続 【平成31年度目標】 広報等を利用した周知 情報交換会の実施
100	一般事業主行動計画策定の推進	商工観光課	「次世代育成支援対策推進法」により101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定する努力義務があります。そのため、一般事業主行動計画を策定するよう啓発していきます。 【H23】平成23年4月1日から101人以上の労働者を雇用する事業主について義務化されるため啓発を行う。	継続 【平成31年度目標】 (必要に応じ)広報等を利用した周知

(6) 子ども等の安全の確保

【施策展開の基本方針】

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむまちづくりに取り組みます。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【施策の方向】

広大な面積を誇る市内には、国道7号、113号、290号、345号をはじめとする国道と県道、市道が走っており、年々交通量が増加し危険性が増加しています。通園、通学時のみだけでなく家庭生活時での子どもの安全確保が必要となっていることから、安全で安心なまちづくりを目指し、生活環境の整備を進めていきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
101	交通安全教育の実施	市民課	園児、小中学生を対象として、幼保育園・小学校・中学校と連携を取りながら、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しています。また、今後は園児、児童のみではなく保護者を含めた交通安全教室を計画し、交通安全教育の充実を図ります。	継続 【平成31年度目標】 年80回開催 参加延べ人数 3,500名
102	交通安全教育指導者の育成	市民課	交通安全指導員については、県主催の交通安全指導員研修会、各種研修会に参加し指導技術の向上を図っています。また、保育士も幼児交通安全指導者研修会に参加しており、交通安全教育指導者としての育成を図っています。なお、今後は市独自での交通安全指導員研修会を引き続き開催し交通安全指導者の育成を図ります。	継続 【平成31年度目標】 年7回開催 研修会参加者数 80名
103	交通安全用品の配布	市民課	通学時の安全確保のため、市内小学校の新入学児童全員に黄色い交通安全帽子を交付しています。	継続 【平成31年度目標】 配布対象者 500名
104	チャイルドシートの正しい使用の徹底	市民課	幼稚園・保育園と連携して、送迎時の保護者に対してチャイルドシートの正しい着用方法について啓発活動を行っています。しかしながら、チャイルドシート使用率(H26.4)が全国平均61.9%に対して、新潟県は52.5%と全国37位の低い数値となっています。今後は、啓発活動だけでなく、保護者に対して実際に着用方法を指導する機会を設けるとともに、チャイルドシート不使用時の危険性についても訴えるなど継続して啓発活動をする必要があります。	継続 【平成31年度目標】 年5回開催 対象指導数 450名 チラシ配布 300枚
105	交通規制要望	市民課	学校や地域からの要望を受けて、子どもたちの安全な通園通学はもとより、家庭生活においても安全が確保できるよう、村上警察署を通じて新潟県公安委員会に要望をしています。信号機については県内で40箇所程度しか新設されず、要望通り設置されない状況にありますが、引き続き地域の交通実態を把握し、継続して要望をしていきます。	継続 【平成31年度目標】 要望箇所 80箇所
106	学校スクールバス等運行事業	学校教育課	遠距離から通学する児童生徒に対し、安全な登下校が行われるよう通年のスクールバス運行をします。また、早い夕暮れや降積雪対策のため冬季間のスクールバス運行により、児童生徒の交通安全確保に努めます。	継続 【平成31年度目標】 児童生徒の標準下校回数 2回 冬季スクールバス開始時期 11月
107	通学安全確保対策事業	学校教育課	自転車通学用ヘルメットの支給、遠距離児童生徒路線バス定期券購入補助等の実施により児童生徒の交通安全確保に努めます。今後も、引き続き実施していきます。	継続 【平成31年度目標】 自転車通学用ヘルメットを該当者全員に支給

② 安全・安心なまちづくりの推進

【施策の方向】

子どもを犯罪被害から守るため、教職員やPTA、自治会長等の防犯リーダー等を養成し、児童生徒の安全を確保する活動を推進します。また、市や警察をはじめとする関係機関・団体が一体となって協力し、犯罪を未然に防ぐ体制整備をして安全・安心なまちづくりを進めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
108	犯罪等に関する情報の提供の推進	学校教育課	警察と連携し、防犯情報の把握、提供に努めます。また、ネットパトロールにより、不適切な書き込み等に関する情報を学校に提供します。	継続 【平成31年度目標】 警察との打合せ年2回以上 ネットパトロール月1回以上
109	不審者情報システムの整備	市民課	「むらかみ防災・防犯情報ねっと」を活用して、警察署等から連絡のあった不審者情報についてメールで加入者に情報提供をしています。地域住民と行政が情報を共有することにより、被害の未然防止や地域社会の安全と安心を確保することができています。ただし、不審者等の情報が正確な情報なのかどうかの確認等に時間を要することが多く、迅速な対応ができないといった課題があります。	継続 【平成31年度目標】 加入件数 約12,000件
110	犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	学校教育課	新1年生全員に防犯ブザーを支給します。	継続 【平成31年度目標】 防犯ブザーを新1年生全員に支給
111	防犯講習会の開催	市民課	「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民大会」に地域の区長や育成会関係者、PTA等と一緒に参加しています。今後は、幼稚園・保育園、学校と連携をし、子どもたちへの防犯意識高揚を図っていく必要があります。	継続 【平成31年度目標】 年1回開催 参加者数 10名
112	防犯講習の実施	学校教育課	スクールガードリーダーや見守りボランティアに対し警察などの関係機関と連携を図りながら、講習会を実施します。	継続 【平成31年度目標】 年1回以上実施
113	通学路等のパトロール活動の推進	市民課	本庁職員が週に2回、下校時にあわせて防犯パトロールを実施しています。現在、村上地区のみで実施していますが、今後は全市で実施できるよう、行政と地域住民が一体となり子どもたちの安全確保に努めます。ただし、支所機能の縮小に伴い支所においては人的確保が困難となるため、地域の実情に応じたパトロール活動を実施する必要があります。	継続 【平成31年度目標】 年92回巡回 巡回人数 184名

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
114	学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	学校教育課	スクールガードリーダーを中核とした見守りボランティア体制をさらに充実し、整備を図ります。	充実・拡充 【平成31年度目標】 スクールガードリーダー 4名 配置

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

【施策の方向】

被害にあった子どもが家庭復帰できるよう関係機関と連携を図りながら、子どもの立ち直りに必要な支援を総合的に行うとともに、相談体制の充実に努めます。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
115	教育支援センター事業の充実	学校教育課	被害に遭った児童生徒に対し、学校や関係機関と連携を図りながら、心のケアに努めます。	継続 【平成31年度目標】 適応指導教室設置数 5室 相談員数 13名
116	学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施	学校教育課	保護者に対する助言など、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施します。	継続 【平成31年度目標】 適応指導教室設置数 5室 相談員数 13名

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

【施策展開の基本方針】

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

① 児童虐待防止対策の充実

【施策の方向】

発達上の何らかの問題をかかえている子どもに対する子育ては難しく、虐待に繋がるケースもあります。また、このようなタイプの子どもは叱責を受けやすいため、行動障害等の二次的障害の発生に繋がることもあります。これらを防ぐため、早期からの適切な対応、継続的な支援を行っていく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
117	要保護児童対策協議会の設置	福祉課	保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関・関係団体及び児童福祉担当者等で、当該児童やその保護者に関する情報や支援方法を共有し、連携の下対応しています。平成26年11月20日に子ども・若者育成支援推進法による子ども・若者支援地域協議会も兼ねた村上市子ども・若者総合サポート会議に再編しました。	継続 【平成31年度目標】 年1回開催 委員数 29名
118	地区要保護児童対策会議 地区担当者会議	福祉課	村上市要保護児童対策協議会が市全体会議の下、地区要保護児童対策会議は地区ごとの要保護児童等に関する支援の状況や現況について評価を行うこととして、平成21年度新規設置されました。平成26年11月20日に村上市子ども・若者総合サポート会議を設置したことに伴い、参集範囲を実務者に縮小し、地区担当者会議に名称を変えました。	継続 【平成31年度目標】 地区毎に年2回開催 委員数 各地区9～14名
119	家庭児童相談室（再掲）	福祉課	家庭児童相談室は旧村上市にのみ設置され、相談業務を行っていましたが、平成20年度の合併により、業務範囲も拡大されることから、専任職員を1名から2名に増員し、児童を取り巻く家庭の問題やDV等に関する相談業務を行っています。受け付けた相談は短期間に解決するケースは少なく、ほとんどが長期間に渡り継続した関わりが必要となるため、相談件数（累積）の増加と、相談内容が複雑化していることから、相談員の増員と、相談室体制の整備に向けた検討を行います。平成27年度から相談受付時間を現行の午前9時から午後4時までを、午前8時30分から午後5時までで拡充する予定です。	充実・拡充 【平成31年度目標】 家庭相談員 3名

② 母子家庭等の自立支援の推進

【施策の方向】

ひとり親家庭の自立を促進するため、必要な情報提供や精神的なケアを含めた相談、就業支援、手当など総合的に支援します。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
120	ひとり親家庭等医療費助成事業	福祉課	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、対象者が負担すべき額から一部負担金を差し引いた額を助成しています。過去5年間の父子・母子世帯数をみると、父子家庭はほぼ横ばい状態ですが、母子世帯は年々増加しています。 新規の対象者は増加していますが、児童の18歳到達により対象外となる世帯があるため、年間の世帯数はほぼ横ばいの状態です。	継続 【平成31年度目標】 助成延べ件数 14,850件
121	児童扶養手当事業	福祉課	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進のために手当を支給しています。 今後は、国の制度改正に合わせた支給事業を実施していきます。 【H22】国の制度に合わせ、父子家庭を対象とする。(H22.8.1～) 【H26】国の制度に合わせ、年金受給者を対象とする。(H26.12.1～)	継続 【平成31年度目標】 対象世帯数 555世帯
122	就学援助事業	学校教育課	経済的な理由によって就学させることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を支給し義務教育の円滑な実施を図っています。 今後も、引き続き事業を実施します。	継続 【平成31年度目標】 認定基準1.3倍にて支給
123	自立支援教育訓練給付金事業	福祉課	厳しい経済状況の中、母子家庭の母などは、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、母子家庭等に対する自立支援策の一環として、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、資格取得費用を給付します。	継続 【平成31年度目標】 給付件数 2件
124	高等職業訓練促進給付金等事業 (旧高等技能訓練促進費等事業)	福祉課	母子家庭又は父子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における一時金を支給する制度で平成22年度から実施している事業です。	継続 【平成31年度目標】 給付件数 1件

③特別な支援を要する子ども等への支援施策の充実

【施策の方向】

知的障害、情緒障害、発達障害等の特別な支援を要する子どもやその保護者に対して、早期対応、継続的な支援を行います。

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
125	乳幼児から成人期までの支援体制の確立 (旧特別支援協議会の設置による推進)	保健医療課 福祉課 学校教育課	特別な支援を要する本人やその家族を対象に、ライフステージを通じて途切れない支援を行うために、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関からなる村上・岩船地域自立支援協議会において密接に連携を図り、乳幼児から成人期までの支援に必要な情報を共有する仕組み(相談支援ファイルの運用)を整えるとともに、支援関係者の力量の向上、市民への理解を図る研修会等を開催していきます。	継続 【平成31年度目標】 相談支援ファイル等の運用による支援体制の確立
126	健康診査や学校における健康診断等の推進	学校教育課	児童生徒の成長過程に応じた健康診断を学校医等と連携を図りながら実施します。今後も、就学時健診や定期的な検診の実施を行います。	継続 【平成31年度目標】 学校保健安全法の規定により実施
127	巡回相談事業	学校教育課 (ことばところの相談室) 関川村・粟島浦村含む	障害のある子ども、又はその傾向のある子どもの早期発見・早期対応を図るため、市内すべての子育て支援センターや保育園を訪問します。保育園では、対応について保育士と話し合いを行います。支援センターを訪問した際には、集まっている保護者と子育て相談も行います。学校へは、要請を受けて訪問します。	継続 【平成31年度目標】 訪問先 幼稚園・保育園、 子育て支援センター等 30箇所 学校 要請に応じて訪問
128	障害児教育の啓発支援事業	学校教育課 (ことばところの相談室) 関川村・粟島浦村含む	保育士や学校の先生方、保健師を対象に、発達障害のある子どもの理解や対応、子どもの発達などに関する研修会を開催します。	継続 【平成31年度目標】 研修会 年3回開催 参加延人数 90名

事業番号	事業名称	担当課	事業の内容及び現状	今後の方向
129	療育（教育）相談事業	学校教育課 （ことばとこころの相談室） 関川村・粟島浦村含む	発音の障害や言葉の遅れ、何らかの発達障害のある子どもに対して、その状況や保護者のニーズに応じて週1回～月1回又は学期に1回の指導を行い、障害の改善や軽減を図っていきます。また、保護者や担任などと子どもへの適切な対応について話し合っていきます。	継続 【平成31年度目標】 相談申し込み後1か月以内に相談実地
130	特別教育支援事業	学校教育課	介助員の配置等により、障害のある児童生徒への適切な支援を行います。	継続 【平成31年度目標】 介助員1人あたりの要支援児童数 小学校2.0人/中学校3.0人
131	就学援助事業（特別支援学級・特別支援学校）	学校教育課	特別支援学級又は特別支援学校への就学における保護者の経済的な負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ります。	継続 【平成31年度目標】 国基準により支給
132	特別児童扶養手当	福祉課	精神又は身体に一定の障害を有する児童の養育者に支給する手当です。 特別児童扶養手当制度は、障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする社会保障制度であるとともに、住宅障害児の監護・養育者に対する介護料的性格を有する社会福祉制度です。	継続 【平成31年度目標】 受給対象者数 110名
133	日中一時支援事業	福祉課	地域生活支援事業として障害者及び障害児を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常介助している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として実施しています。	継続 【平成31年度目標】 利用者数 70名
134	学童保育所利用料減免制度	福祉課	特別の理由により、学童保育所の利用料を徴収することが適当でないと認められる場合は、利用料を減額又は免除制度を適用しています。 ・生活保護法による、生活扶助を受けている世帯や、天災や不慮の災害により、利用料の納付が困難な世帯…減免率100% ・準要保護世帯で就学援助を受けている世帯や、失業・疾病により収入が著しく減少し利用の納付が困難な世帯…減免率50%	継続 【平成31年度目標】 減免対象世帯 35世帯 減免対象児童数 40名

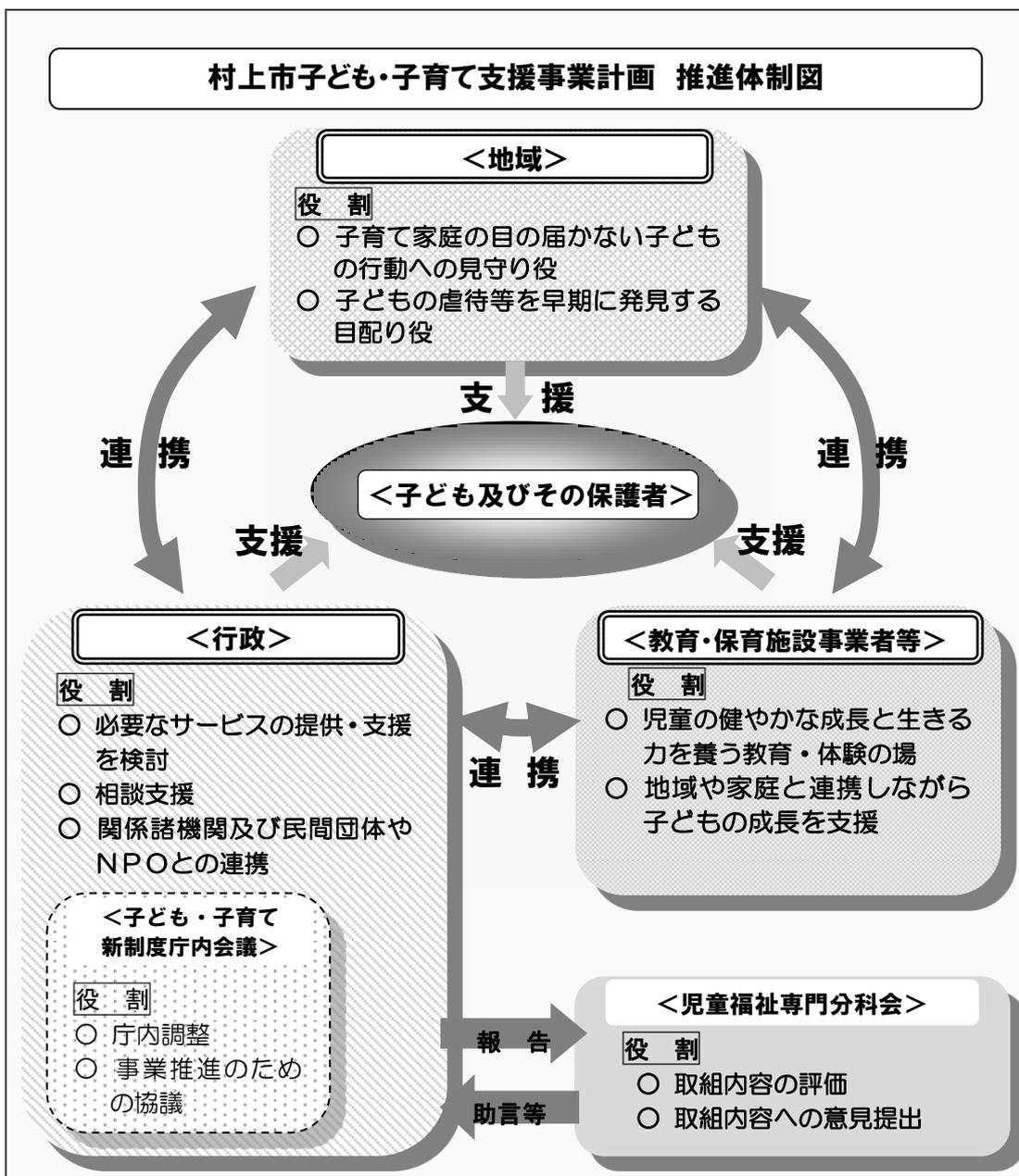
7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設

次世代育成支援対策推進法では、従業員 100 人以上の一般企業が、行動計画を策定・届け出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されました。特例認定を受けられる企業が増えるように自治体としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。

第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

村上市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

村上市は、子ども・子育て支援法に基づき「村上市子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づき「村上市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援等を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援等の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

(1) 行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

(2) 家庭の役割

- 子育ての第一義的責任者は保護者

(3) 学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

(4) 地域の役割

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

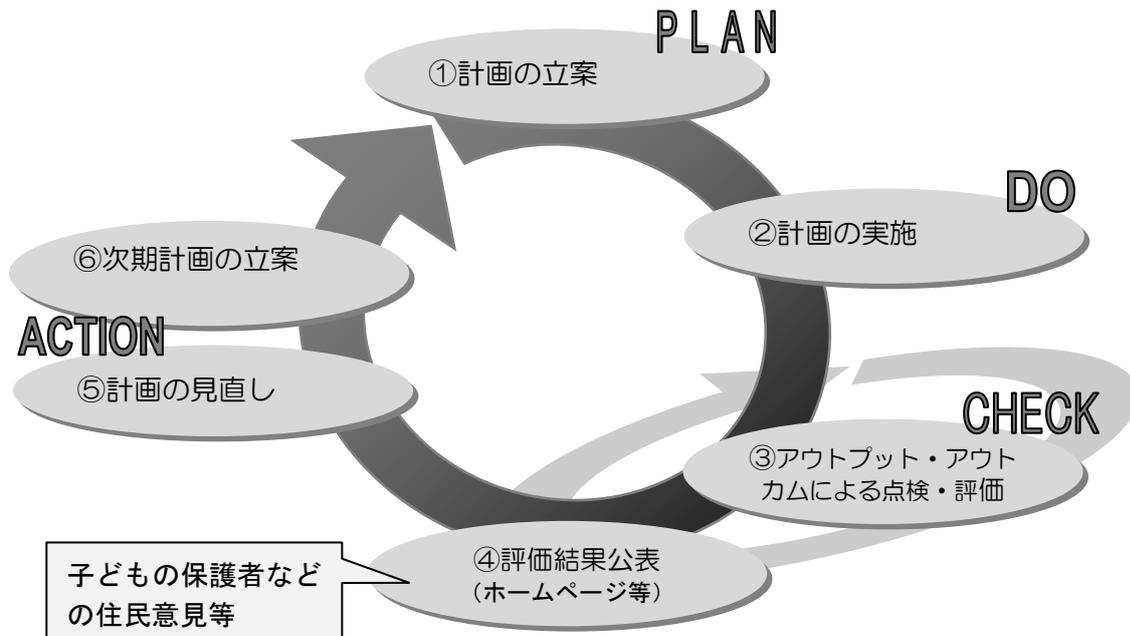
(5) 職域の役割

- 労働環境の整備
- 関係機関・団体等の連携強化による地域の子育て支援

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料 1 計画策定の経緯

資料 2 計画策定組織について

資料 3 用語解説

資料1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 25 年 7 月 18 日	第 1 回村上市子ども・子育て会議 ・村上市の子育て支援事業の現状について ・ニーズ調査の実施について ・今後のスケジュール及び会議の進め方について
平成 25 年 9 月 27 日	第 2 回村上市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査票の検討について ・基本指針について
平成 25 年 10 月 25 日～ 平成 25 年 11 月 8 日	・村上市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
平成 26 年 1 月 29 日	第 3 回村上市子ども・子育て会議 ・村上市子ども・子育て支援事業計画骨子案のイメージについて ・次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検評価について ・教育・保育提供区域の設定について ・ニーズ調査の集計結果について
平成 26 年 3 月 20 日	第 4 回村上市子ども・子育て会議 ・次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検評価について ・村上市子ども・子育てに関するニーズ調査の報告について ・教育・保育の見込み量について ・26 年度のスケジュールについて
平成 26 年 6 月 20 日	第 5 回村上市子ども・子育て会議 ・教育・保育の見込み量及び確保方策について ・子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例（案）のパブリックコメントの実施について ・保育短時間認定における就労時間の下限設定について
平成 26 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 7 月 22 日	・基準条例のパブリックコメントの実施 ① 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ② 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ③ 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

年 月 日	内 容
平成 26 年 8 月 22 日	第 6 回村上市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例（案）のパブリックコメントの実施結果について ・村上市子ども・子育て支援事業計画の素案について ・教育・保育の見込み量及び確保方策について ・保育の必要性の認定基準について
平成 26 年 10 月 1 日	基準条例 9 月定例会において可決
平成 26 年 10 月 8 日	第 7 回村上市子ども・子育て会議 ・村上市子ども・子育て支援事業計画の素案について ・利用者負担について
平成 26 年 12 月 1 日～ 平成 26 年 12 月 22 日	村上市子ども・子育て支援事業計画案のパブリックコメント実施
平成 27 年 2 月 9 日	第 8 回村上市子ども・子育て会議 ・村上市子ども・子育て支援事業計画（案）について

資料2 計画策定組織について

子ども子育て会議委員一覧（平成25年度）

（敬称略、順不同）

	所属・役職等	氏名
1	村上市PTA協議会会長	石田 浩二
2	村上市社会教育委員	磯部 正明
3	高南保育園父母の会会長	今井 千顕
4	村上市小学校長会	遠藤 友春
5	NPO法人おたすけさんぽく代表	加藤 英人
6	村上市民生委員児童委員協議会連合会会長	(~H25.11.30) 佐藤 芳男 (H25.12.1~) 楠田 正
7	一般公募委員（次世代育成支援行動計画策定委員会委員）	相馬 里美
8	村上南町学童保育所保護者会副会長	高橋 栄子
9	村上いずみ幼稚園父母の会	高橋 陽子
10	村上市主任児童委員	遠山 千賀子
11	医療法人佐藤医院 老人保健施設杏園内託児所 事務次長	富樫 恵子
12	新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科准教授	仲 真人
13	新潟県私立幼稚園協会下越地区長	樋木 義彦
14	第二保育園保護者会代表	細野 育美
15	子ども・若者育成支援組織 ^{チーム} Team幸せの極意代表	本間 まゆみ

子ども子育て会議委員一覧（平成 26 年度）

（敬称略、順不同）

	所属・役職等	氏 名
1	村上市PTA協議会理事	八藤後 瑞 枝
2	村上市社会教育委員	磯 部 正 明
3	高南保育園父母の会会長	今 井 千 顕
4	村上市小学校長会	遠 藤 友 春
5	NPO法人おたすけさんぽく代表	加 藤 英 人
6	村上市民生委員児童委員協議会連合会会長	楠 田 正
7	一般公募委員（次世代育成支援行動計画策定委員会委員）	相 馬 里 美
8	村上南町学童保育所保護者会	高 橋 栄 子
9	村上いずみ幼稚園父母の会	高 橋 陽 子
10	村上市主任児童委員	遠 山 千 賀 子
11	医療法人佐藤医院 老人保健施設杏園内託児所 事務次長	富 樫 恵 子
12	新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科准教授	仲 真 人
13	学校法人村上幼稚園園長	樋 木 義 彦
14	第二保育園保護者会代表	中 山 努
15	子ども・若者育成支援組織ともそだち Nature(ナチュラル)代表	本 間 まゆみ

子ども子育て会議事務局一覧（平成 25 年度）

事務局	福祉課長	斎藤 勉
	保健医療課長	林 与市次
	学校教育課長	板垣 圭
	生涯学習課長	高田 晃
	荒川支所地域福祉課長	木村 建吉
	神林支所地域福祉課長	富樫 孝平
	朝日支所地域福祉課長	横山 典子
	山北支所地域福祉課長	齋藤 泰輝
	福祉課課長補佐（子育て支援室長）	大滝 敏文
	福祉課子育て支援室副参事	布施 久美子
	福祉課子育て支援室係長	渡邊 明美
	保健医療課課長補佐（健康支援室長）	菅原 順子
	学校教育課教育総務室副参事	小田 和弘
	生涯学習課課長補佐（社会教育推進室長）	木村 正夫

子ども子育て会議事務局一覧（平成 26 年度）

事務局	福祉課長	長 研一
	保健医療課長	林 与市次
	学校教育課長	板垣 圭
	生涯学習課長	田嶋 雄洋
	福祉課課長補佐（子育て支援室長）	大滝 敏文
	保健医療課課長補佐（健康支援室長）	菅原 順子
	生涯学習課課長補佐（社会教育推進室長）	木村 正夫
	荒川支所地域振興課課長補佐（地域福祉室長）	鈴木 美宝
	神林支所地域振興課課長補佐（地域福祉室長）	松田 明
	朝日支所地域振興課課長補佐（地域福祉室長）	八藤後 茂樹
	山北支所地域振興課課長補佐（地域福祉室長）	木村 喜智子
	学校教育課教育総務室副参事	榎本 治生
	福祉課子育て支援室係長	吉田 悦子
	福祉課子育て支援室係長	長谷部 淳

資料3 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
2	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律他の一部改正）
3	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
4	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の附属機関）。
5	教育・保育施設	小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきた。 新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」が加わった。 「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）

6	保育所	<p>就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設のことで、保育園という施設名及び呼称が使われることのある施設。法的には、0（産後57日目）～18歳までの児童を対象とした託児所。（0～6歳までが多い。）</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。</p>
7	幼稚園	<p>3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つで、主に教育を行う施設。</p> <p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校として、位置付けられている。</p>
8	幼保連携型認定こども園	<p>教育と保育を一体的に行う施設。</p> <p>幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設（平成18年に導入）。</p> <p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。</p> <p>（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>
9	地域型保育事業	<p>施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。</p> <p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う4つのタイプの事業がある。（法第7条）</p>
10	小規模保育	<p>少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。</p> <p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）</p>
11	家庭的保育	<p>家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。</p> <p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5</p>

		人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
12	居宅訪問型保育	<p>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。</p> <p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）</p>
13	事業所内保育	<p>会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。</p> <p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）</p>
14	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付のこと。（法第11条）
15	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
16	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付のこと。（法第11条）
17	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）
18	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

19	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子ども毎の利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。</p> <p>(法第31条)</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
20	地域子ども・子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)</p>
21	量の見込み	<p>「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。</p>
22	教育・保育	<p>6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育すること。</p>
23	家庭類型	<p>子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類。</p>
24	保育	<p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育すること。</p> <p>基本的に、乳幼児(つまり乳児及び幼児)を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。</p>
25	乳幼児	<p>乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものこと。</p>
26	ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。</p>
27	くるみん認定	<p>次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が仕事と子育ての両立を図るための行動計画を定め、その目標を達成した場合に、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定すること。</p> <p>認定された企業には、税制優遇制度がある。</p>